

令和3年第3回美祢市議会定例会会議録（その3）

令和3年9月16日（木曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	高木法生
13番	三好睦子	14番	荒山光広
15番	山中佳子	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主査	篠田真理		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	田辺剛
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	志賀雅彦
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	末岡竜夫
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

5 岡村隆

6 高木法生

7 杉 山 武 志

8 坪 井 康 男

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田原義寛議員、岡村隆議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。岡村隆議員。

〔岡村 隆君 発言席に着く〕

○4番（岡村 隆君） おはようございます。無会派の岡村隆です。

一般質問順序表により質問いたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症について、市道や公園などの維持管理について、豪雨災害への対応についての3つのテーマとしております。

それでは、最初の新型コロナウイルス感染症についてでございます。

美祢市におきましては、多くの医療関係者や行政関係者、市民の皆様の御協力により、ワクチン接種率も全国的に見てもかなりのペースで進んでおります。ワクチン接種率の向上、市民一人一人の日常からの感染予防の意識や行動により、感染者数も爆発的に増加することなく、低く抑えられている要因であると思っております。

しかしながら、全国や山口県で見ましても、この数年前まで当たり前と思っていた日常生活には、残念ながら、ほど遠い状況でございます。

そこで、最初の質問ですが、成人式など、今後の開催行事の予定など、感染状況ははっきり分かりませんので大変難しいとは思いますが、市民生活にも直接影響を与えますので、お聞かせください。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員のイベント等行事の開催についての御質問にお答えいたします。

まず、成人式についてですが、当初、令和3年1月10日開催予定であった美祢市成人式は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年5月2日に延期させていただき、観覧者の人数制限及びオンライン配信等による感染防止対策——防止対策を徹底した上で実施したところであります。成人になられた皆様、御家族、また関係者の皆様には、大変な御心痛をおかけし、申し訳なく思っております。

令和4年成人式につきましては、現在、来年1月9日の開催予定で実行委員会を立ち上げる準備を行っており、現時点では、最大限の感染防止対策を講じて開催する方針としております。

また、例年、市内各地区で開催されておりました敬老会行事に関しましては、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各地区運営主体の御判断により、開催中止が決定されているところであります。

次に、観光事業に関連するイベントの状況でございますが、例を挙げますと、例年11月上旬に開催しています秋吉台カルストウォークですが、令和2年度には、参加規模を縮小し開催しておりますが、秋吉台上で密になるなど、管理が困難な状況でありました。そのため、本年度につきましては、主催の秋吉台カルストウォーク実行委員会が昨年度の状況を勘案し検討した結果、中止の判断がなされたところであります。

ほかのイベントにおきましても同様な状況になることが予想されるため、秋吉台カルストトレイルランなどのイベントも中止となっております。

しかしながら、いまだ開催の可否を決定していないMine秋吉台ジオパークマラソンなどのイベントについては、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視しながら、美祢市観光協会及び各イベント実行委員会と協議を重ね、開催の可否について決定してまいりたいと考えております。

イベント等行事の判断基準といたしましては、そのときの県内等の感染状況を踏まえ、徹底した感染防止対策が講じられるかどうかとしております。

今後、市が主催、または共催する行事の開催については、内容や感染状況、さらに国、県のイベント開催制限等の取扱等を基準とし、また、近隣自治体の状況も参考にさせていただきながら、早期に開催可否を判断していく考えであります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） ありがとうございます。

イベントや行事につきましては、楽しみにされておられる方が大勢いらっしゃいます。開催の是非については、感染状況など判断が大変難しいとは思いますが、成人式などは、特に費用的な面での負担も大変あると思いますので、やむを得ずに延期や中止の際には、決定次第、早期に、また丁寧な説明を周知していただくようよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問は、市内企業や店舗、飲食店等の経営状況についてです。

全国で、感染予防としての外出の自粛が呼びかけられておりますが、市内の多くの企業や店舗などの経営にも影響を与えていると思われまます。

そこで、これまで実施した主な支援策、内容及び実績等についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、国内に広く発せられている緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、県独自の飲食店に対する営業時間の短縮要請等による外出自粛の影響により、飲食サービス業や宿泊業等をはじめとする多くの業種において、経営状況が回復に向かうには、まだまだ時間を要するものと認識しております。

このような中、令和2年度、本市では、飲食サービス事業者や宿泊事業者を中心に支援策を実施してまいりました。

主なものにつきましては、まずは、迅速な資金確保を支援するため、市独自の融資制度、美祢がんばる企業応援資金融資制度の利用事業者に対し、3年間分の利息を全額補助する制度を設けました。

5月には、飲食サービス事業者や宿泊事業者等の経営支援のため、前年同月比20%以上売上げが減少した事業者に対する支援のため経営継続支援事業、家賃負担軽減のための飲食業等家賃支援事業、秋芳洞の閉鎖により大きな打撃を受けた秋芳洞等周辺の観光事業者を支援する秋芳洞等休業に係る観光事業者支援事業、国や県の事業を活用して新たな事業展開への取組を支援する美祢がんばる企業支援事業を

実施しております。

さらには6月以降、生活関連サービス業、小売業等において、売上げが減少した事業者を支援するサービス事業者等総合経営支援事業、感染症予防対策に対する経費を補助する感染予防対策支援事業等を実施したところであります。

これら緊急的に実施した直接的な事業者支援において、事業費として総額約1億9,800万円を支出し、延べ500以上の事業者が事業を活用されました。

特に、飲食サービス業と宿泊業におきましては、経済センサス上の事業者数との比較でございますが、80%以上の事業者が何らかの支援事業を利用されております。

なお、令和2年度は、そのほかにもプレミアム付商品券発行事業への支援、住宅リフォーム支援事業も併せて実施し、事業費は約9,400万円となっております。

これらについて、多くの市民の方々の御利用をいただき、市内での消費喚起による事業者支援に、ある程度つながったものと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） ただいま御説明いただきましたが、多くの事業者より、私のほうも大変経営が厳しいと伺っておりますけれども、飲食サービス業と宿泊業において80%以上の事業所が何らかの支援事業を利用されているということは、現在の大変厳しい経営の状況を物語っていると思います。

そこで、引き続いてですが、今現在取り組んでいる支援策、また今後、これから予定されている支援策やお考えについてお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員の再質問にお答えいたします。

今年度の主な支援策でございますが、昨年度に引き続き、プレミアム付商品券発行事業への支援を実施するとともに、住宅リフォーム支援事業、新たな事業展開を支援する美祢がんばる企業支援事業について、募集を行っております。

また、いまだ感染症の収束が見通せない中、地域経済への影響が長引くと想定されますことから、このたび補正予算において、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業、卸売業、小売業の事業者に対する支援事業を計上しているところであります。

なお、国や県において、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた様々な支援が

ある中、大規模な事業展開を支援するため、目的に応じて最大1億円の支援を受けることが可能な中小企業等事業再構築促進補助金の制度を国が募集しています。

今年度は、美祢市内の5事業者が採択を受けておられますが、現在、3次募集中であり、かつ、今後5次募集までであると伺っておりますので、事業の再構築に向けて積極的に取り組もうとされている事業者の方は、当該補助制度の活用を検討されることを御推奨したいと考えております。

市といたしましても、引き続き感染拡大の影響を見極め、関係機関と情報を共有しながら、必要な支援策を講じてまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 美祢市内においても、事業をやめられる方のお話を時々聞いております。一概には言えませんが、人口減少などの問題がもともとある中で、コロナ禍の影響が大きいことは間違いのないと思います。今現在も、飲食店においては時短営業を行うなど、感染拡大防止に御協力をいただいております。

プレミアム付商品券などは、市内での消費の拡大に大きな効果があると思います。今後も市内での消費を拡大するような支援の検討をお願いいたします。

次に移らせていただきます。

次の質問は、秋芳洞・大正洞・景清洞の入洞者数の変動についてであります。

こちらにつきましては、昨日、一般質問にて御回答をいただいておりますので、簡単に昨日の内容は、令和元年度と令和2年度を比較した場合、約53%の減と――三洞の入洞者数が半分程度ということであったというふうに理解しております。

それでは――ということで、こちらは置いておきまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

先ほどありましたプレミアム付商品券などは、当然お金、税金が必要になりますので、どこかに私はしわ寄せがくると思っております。

そこで、「げんきみね。」8月号に、期間限定で、令和3年8月1日から8月31日までということで、三洞優待券がございました。優待券の政策は、市外からの入洞者については売上げの増加となるのはもちろんですが、駐車場の利用料、そして、地元商店街には売上げの増加につながるものであったと思っております。

三洞の活用は、今あるものを利用し市内の関係者を応援する上で、とてもよいア

アイデアだと私は思っております。そうした上での、その実績につきましてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 岡村議員の御質問にお答えをいたします。

本年8月に実施しました、秋芳洞等の市民優待券の利用状況についての御質問であります。

これまで、市民優待券の過去の使用状況をまず御説明いたしますと、令和元年8月に秋芳洞の市民優待券事業を実施しており、使用人数は233人となっております。

本年8月に実施いたしました市民優待券事業につきましては、秋芳洞・大正洞・景清洞の三洞と、対象を拡大して実施しております。

なお、本年につきましては、お盆期間及びそれ以降、悪天候による影響が大きく、使用人数につきましては、秋芳洞で220人、大正洞で80人、景清洞で67人、合計で367人となり、市民優待者数は全体では増加となっておりますのでございます。

本事業は、入洞促進につながり、改めて市民に本市が誇る三洞の魅力を感じていただくとともに、市民自ら観光の発信者となっていただけることが期待できるほか、三洞周辺商店などの消費拡大にもつながっているものと考えておりますので、今後も引き続き、この事業実施につきまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今、結果のほうをお伺いしました。

私としまして、この事業は、費用対効果が高いものと思っております。市民への周知の方法を再度検討し、こういったアイデアを市政の運営にさらに生かしていただければと思っております。

また、企画し実施された結果を検証し、他の市政の運営にも生かしていただくようお願いいたします。

それでは、2つ目の市道や公園などの維持管理についてに入らせていただきます。

美祢市内に限らず、車で移動しておりますと、道路脇の雑草や落ち葉などが大変目につきます。安全上の問題や景観としてもあまりよい状態とは言えません。

そこで、公園や市道の維持管理内容、費用や回数などをお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 岡村議員の御質問にお答えをいたします。

維持管理の内容及び維持管理費用についてであります。

まず、市内——美祢市内の市道及び公園の状況について御説明をいたします。

市道につきましては、路線数では1,100路線、総延長約654キロメートルの市道がございます。公園につきましては、都市公園など建設課が管理する公園として30か所の公園がございます。

議員御質問の市道や公園の草刈りなど維持管理の状況でございますが、令和2年度での実績で申し上げますと、市道につきましては、業者などへの業務委託による年1回程度の草刈りを86路線、約73キロメートルにおいて実施をしております。また、自治会などの団体が実施されております、さわやかロード美化活動による草刈りを118団体、延べ人数約1,800人の御協力によりまして346路線において実施をいただいております。

次に、公園につきましては、30か所全ての公園について業者などへの業務委託により、公園の利用頻度で若干の違いはございますが、おおむね年に2回から3回程度の草刈りを実施しております。

次に、草刈りなどの維持管理にかかる費用でございますが、市道につきましては、業者などへの業務委託料として1,322万2,000円を支出しております。また、さわやかロード美化活動の活動団体への報償金として346万6,000円を支出しております。

公園につきましては、業者などへの業務委託料として1,019万2,000円を支出しております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 全ての市道が常時整備されているのが理想ではありますが、大変厳しい財政の中では、当然限界があるということであろうと思います。

社会保障の分野におきましても、厳しい財政を考慮し、地域包括ケアシステムといった、地域や社会全体で助け合い協力していく取組が進められております。

美祢市においても、さわやかロード美化活動事業に約1,800人という多くの市民に御協力をいただいているということでございますが、こういった地域や市民の協

力が得られるような施策が今後さらに重要となると思います。

市内の方だけでなく、市外の方にもよい印象を持っていただけるよう、今後も取り組んでいただければと思います。まちがきれいということは、イメージにも直結しますので、また、可能な限りの予算計上をお願いいたします。

それでは、3つ目の豪雨災害への対応についてに移らせていただきます。

令和3年7月、美祢市地域防災計画が作成されており、ホームページのほうからも閲覧ができます。

近年、これまでには想定をしていないような大雨による被害が報告されております。これから台風シーズンを迎え、最大限の注意が必要であると思っております。

そこで、美祢市における河川水位の把握、それに対する対応基準についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、8月12日から14日にかけて降り続きました秋雨前線豪雨により、本市におきましても、全市に高齢者等避難、さらには、一部地域に避難指示を発令したところであり、これから台風シーズンに入るため、最大級の警戒と備えが必要であると考えております。

議員御質問の水位の把握と対応基準についてですが、大雨警報、洪水警報発表の際には、山口県土木防災情報システムから水位情報を確認することにより、水位の変化を注視しているところであります。

また、厚狭川、大田川、厚東川に県が設置及び運用しています水位局における観測水位が水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位に達した場合は、宇部土木建築事務所からファクスあるいはメールにて、市に水防警報が送信されることになっており、これらに応答することで関係機関との連携を図っております。

氾濫危険水位を超えた場合については、河川管理者であります山口県宇部土木建築事務所長から、市総務企画部長の携帯電話に直接電話をいただくこととなっております。

さらに、極めて重大な災害が予見される場合には、ホットラインとして、下関地方気象台長、または同気象台次長から市長あてに直接電話をいただくこととなっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今ありました、山口県土木防災情報システムというのは、恐らくインターネットで、厚狭川とか厚東川、大田川の河川水位とかが見えるもので——ということであろうと思いますが、大変便利だと思いますので、皆様も活用されてはと、私的には思っております。

それでは、引き続いてですが、避難指示等の決定と関係者や市民への伝達方法につきましてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 御質問にお答えします。

避難指示等の決定について、まず水害の基準に基づき——水害の基準に基づいて御説明しますと、水位局における観測水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇が予想される場合は、警戒レベル3として高齢者等避難を発令いたします。

次に、観測水位が氾濫危険水位に達し、なお上昇が予想される場合は、警戒レベル4、避難指示を発令いたします。

さらには、河川からの越水、または河川の決壊を把握した場合は、警戒レベル5、緊急安全確保を発令することとなります。

続きまして、土砂災害の避難判断基準を御説明しますと、本市に大雨警報が発表後、山口県土木防災情報システムにおいて土砂災害降雨危険度レベル3と判定された区域内の土砂災害警戒区域がある地域に対して、高齢者等避難を発令いたします。

次に、本市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ同システムにおいて、土砂災害降雨危険度がレベル4に達した区域内の土砂災害警戒区域がある地域に対して、避難指示を発令いたします。

警戒レベル5、緊急安全確保については、土砂災害の発生を把握した場合に発令いたします。

市民の皆様や関係機関へそれらを伝達する方法としては、美祢市安全・安心メール、エリアメール及び市ホームページにより発信するとともに、美祢市有線テレビでのテロップ放送においては、避難情報、あるいは開設中の避難所を周知することも行っております。

また、市において、Lアラート（山口県総合防災警報システム）に入力した情報

については、報道各社に一斉に伝送され、テレビ、ラジオ及びインターネットにより配信されております。

なお、必要な地域については、それらの方法以外に、地元消防団の御協力により、車両による広報も行っているところでもあります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今お伺いしましたが、先月の大雨の際にも多くの情報が出ておりましたが、今言われたような基準において行動され、市民のほうにも情報発信をされたということがよく分かりました。

それでは、引き続きまして、避難が——災害時ですけど、避難が必要になった際の高齢者、障害者、乳幼児等の避難についてお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

本市では、避難情報発令時及び災害発生時における高齢者及び障害者等について、避難の支援、安否の確認、その他必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成をしているところでもあります。

この名簿に登載する方の範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、まず1つ目といたしまして、65歳以上のひとり暮らしの方で、要支援1、2、または要介護1、2の認定を受けている方、2つ目といたしまして、75歳以上のみの世帯の方、また、その他様々な要件に該当する方となっております。

実際には、全ての方が避難されるわけではありませんので、避難者の把握については、各避難所から送られてくる避難者名簿により行っているところでもあります。

なお、避難時の役割分担でございますが、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者として、美祢市地域防災計画においては、消防本部、美祢警察署、民生委員・児童委員、美祢市社会福祉協議会、自主防災組織等を記載しておりますが、実際の避難にあたっては、その発生時の気象状況や時間帯などを踏まえ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の皆様は、まずは御自身の安全を第一に考えていただくことが重要だと考えております。

したがって、避難行動要支援者の方々は、消防本部からの指示を受けた各消防団による広報や避難誘導等、適切な避難支援により、安全に避難をしていただき

たいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 先月、8月の大雨の際、私も避難時に支援の必要な方がおられましたので、ちょっとお電話で確認したところ、もう既に避難をされておられたという状況がございました。

今、説明をいただきましたが、避難行動要支援者名簿を作成されているとのことでしたが、災害時の避難者の把握については、各避難所からの避難者名簿によることでしたので、要支援者の避難の確認を今後も徹底されて、逃げ遅れといったようなことがないようにお願いいたします。

それでは、河川の氾濫についてに移ります。

水害も幾つかの種類に分けることができますが、その中に、外水氾濫と内水氾濫とが存在します。

外水氾濫とは、台風や大雨等によって川の水が堤防からあふれたり、堤防の決壊により発生する洪水のことをいいます。

外水氾濫では、大量の水が一気に堤防を越えて氾濫することになるため、河川に隣接する住宅や田畑などでは短時間で甚大な被害をもたらすことがあるとともに、一気に水が流れ込むため、人的な被害をもたらす可能性も高いとされております。

一方の内水氾濫とは、堤防から水があふれなくても、河川へ排出する水処理の能力不足で発生する浸水被害のことをいいます。地下街が浸水したとか、道路の低いところが浸水したといったものがこれに該当すると思います。

今回の質問では、内水氾濫について主に考えております。

川の水位が堤防の外側の水位より高くなると、当然、いつもは川に流れていた水路の水——川の外側の——外側から川に流れる水が逆に堤防の外側に流れ出るようになります。それを防止するために、フラップゲートという逆流防止の蓋が取り付けられており、川の水位が高くなった場合には、川の外側に水が逆流しないような構造が取られております。

実際に、重安駅からこの市役所の下流辺りまで厚狭川を見て回りましたが、フラップゲートが取り付けられていたように思います。

河川横の堤防より低い地域は内水氾濫の可能性が高まりますが、大雨の際には、

川から水路へ水を取り込む取水のゲートなどの閉鎖、水の浸入を絶つことが重要であると思います。

そこで質問ですが、被害が予想される地域の大雨時の確認等についての対応をお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 御質問にお答えします。

大雨による河川の氾濫等が予想される場合には、山口県土木防災情報システムにより、市内10か所に設置されております水位計の情報や、下関地方気象台からの気象情報等に注視しながら、関係部署、関係団体と情報共有をし、的確な判断の下、迅速かつ柔軟な対応が取れるよう連携を図っているところであります。

その1つであります消防本部との連携の取組としまして、河川氾濫等の災害発生のおそれがある場合には、気象情報や巡回情報等を集約し、消防防災センターにおいて、消防署と消防団による実動部門の活動を管理することとしており、市防災危機管理室からの要請や消防警防本部の判断に基づき、氾濫危険河川の状況確認、あるいは河川増水による浸水地区の確認等、迅速な対応により正確な状況把握を行い、河川氾濫等による水害の未然防止及び災害即時対応に努めているところであります。

次に、具体的な対応策として、大雨による内水氾濫が頻繁に起こることが想定される地区の1つであります大嶺町吉則下の山下ポンプ場においては、雨水排水用のポンプを設置し、自動操作で厚狭川に排水を行うこととしております。

市内には、同様に内水氾濫が想定される地区が存在しており、大雨による河川の増水が予想される場合には、先ほど申しましたとおり、消防本部、消防団及び関係部署との連携により、適切かつ迅速な対応に努めているところであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 私も、厚狭川の近くに、川の近くに住んでおりますので、大雨の際には川の増水が大変気になります。先ほど申したように、川と溝が下でつながっておりますので、その溝を逆に——川の水というのは、どっちかっていうと低いところの水路の水を見て、そろそろあふれるなどかいうのを気にしております。

今ありましたように、市のほうでも、危険な箇所を関係部署と連携して状況を確認されているということで、大変安心いたしました。

それでは、次の質問に移ります。

市内の河川には、多くの堰が造られております。堰の場所によっては、大雨の際に影響をもたらす場所もあると思っております。

梅雨時期や台風などの接近が予想される際の対応についてお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 御質問にお答えをいたします。

まず、堰でございますが、構造上の分類といたしまして、水位の調整ができない固定堰、それからゲートの転倒などにより水位の調整が可能な可動堰に分けられます。2級河川など主要な河川には、可動堰が多く採用されております。

可動堰につきましては、5年に一度、県、それから土地改良事業団体連合会、市、施設管理者により施設点検を行っており、維持管理につきましては地元、これは受益者の方になりますが――が主体に行っております。

豪雨により河川の水位が上昇している場合には、地元の方からの連絡や山口県土木防災情報システムによる河川水位の上昇などの情報により、施設管理者に堰の状態を確認するための電話をするなどの対応、それから、必要に応じて職員のほうが巡回パトロールをしているところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今、お話がありましたが、地元受益者が主体となって管理をされているとのことで、状況により連絡を取られているということでございましたが、近年の雨量は予想を大きく上回る場合がございます。今後も連携していただき、被害の軽減、または防止に努めていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、先ほどお話の中に山下ポンプ場という話が出てまいりました。市役所近くの吉則の町なかの雨水は、中のMYTの前の水路を流れて厚狭川へと流れておりますが、そこには先ほど説明した、川の水が水位が高くなって川の外に出るのを防止するフラップゲートというものも設置されております。川の水位が上昇した際には、外側の――川の外側の水は逆に川の中に流れませんので、排水するポンプが設置されており、水を川へ汲み出して、その周りの低いところが浸水することを防いでおります。

川の水位が上昇した場合、浸水が予測される場所が市内にもございます。全ての場所に排水ポンプを設置することが一番よいのですが、実際には費用の面で難しいと思われまます。

そこで提案なのですが、被害が予想される場合に、事前に建設業者や建設機械のレンタル会社と打合せや調整をして、発電機及び水中ポンプ等の在庫状況を確認して、被害が出そうな場合は水中ポンプをその場所に設置するといった対応が取れないかと個人的には思っております。この案につきましての御意見をいただければと思います。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 議員御提案についてお答えいたします。

本市では、大雨時の河川氾濫等を含めた水害全般の対策——対応と対応策については、マニュアル等を整備しておりますが、河川の増水による内水氾濫に特化した具体的な対応策について、現在のところ、その仕組みや体制が完全には構築できていないのが実情であります。

しかしながら、先ほど御説明いたしました山下ポンプ場においては、台風の接近が予想される場合には、停電等による電気設備に備えるため、事前に発電機をリースするなどの対策を講じているところであります。

議員御指摘の案件につきましては、御提案のありました具体策について、今後、関係部署及び関係団体と協議を行い、大雨時の内水氾濫に備え、迅速かつ的確に対応できる仕組みや体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今、この件に——この件につきましては、ぜひよろしく願いしたいと思います。

こういった低いところに水がたまるとか、洪水とか大雨、災害というのは、何年に一度起こるかとか、どのぐらい起こるかというのが分かりませんが、この件は大変重要なことだと思っております。

家が、例えば水につかる。すぐに水が引いても、命とかが一番大事なんですけど、それを守るのは第一ですけど、やはり一度濡れてしまったら、すぐ水が引いても大きな被害が出ます。

私も、災害の後の掃除とか片づけ、洪水の後行ったことがあります。物もなんですけど、写真とか思い出っていうのを物すごく大事にされておるなという思いがあります。自然が相手のために、どうすることもできない場合がほとんどであると思います。

しかしながら、水害だけでなく災害防止のために、再度、河川や山——裏山とかですね、そういった状況を確認して、少しでも危険の予測を進めていただき、市民のさらなる安全な生活につながるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔岡村 隆君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○12番（高木法生君） 新政会の高木法生でございます。

それでは、一般質問順序表に従いまして御質問を申し上げます。

今回の一般質問は、篠田市長に政策的判断をいただくケースも多かろうかと思っております。もちろん、執行部との質問答弁等やり取りもございますけれども、特に、水道事業については経営成績が少し悪いような状況もございます。質問項目によりましては、市長に御決断を仰ぐようになるかと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

まず、質問の項目に入ります前に、先にお渡ししております給水人口等の動向につきまして、平成20年度の合併時分と令和2年度との比較にて、お尋ねしたいと思います。

美東地域と秋芳地域を例にとりますと、美東地域は、給水水量は減少しておりますが、使用水量は平成20年度47万2,000立米、令和2年度は49万5,000立米の2万3,000立米が増となっております。対比率におきましては104.9%、約5%増を示しておりますのでございます。この要因についてお尋ねをいたします。

次に、心配になるのは秋芳地域でございますが、給水水量の大幅な落ち込みと、使用水量も平成20年度68万9,000立米、そして令和2年度が51万5,000立米で17万4,000立米の減、対比率におきまして25.3%の減となっております。この要因等につきまして、お尋ねをしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

まず、美東地域における使用水量の増加について、平成20年度と令和2年度とを比較して使用水量が約5%増加になった、この原因についてでございます。

これは、十文字工業団地水道供給事業の施設につきまして、従前は一般会計において管理運営されておりましたものが、令和2年度から所管替えによりまして上下水道局での管理運営となったことによるものでございます。

参考までに、令和2年度での十文字工業団地の使用水量につきましては6万7,000立方メートルでございます。この部分を除きますと約9%の減少ということで、他の地域と同様に減少傾向にあるものというふうに捉えております。

次に、秋芳地域におけます使用水量の低下についての見解についてでございますけれども、秋芳地域につきましては、水道普及率が令和3年3月31日現在で98.8%と非常に高い地域でございますけれども、使用水量が減った主な原因につきましては、給水人口の減少もさることながら、旅館業が廃業になったことが大きく影響いたしてございます——影響しているものと考えておるところでございます。その水量は約1万5,000立方メートルに及んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

美祢市全体では、人口減による給水人口、使用水量の減は否めませんが、対比率では90%近い数字を示しておると思います。ここでは、これ以上は申し上げません。

答弁で、美東地域につきましては、十文字工業団地の水道供給量が一般会計から上下水道へ管理運営が移行したということの増ということでございました。この中で、6万7,000立米が工業団地の使用量という答弁であったかと思っております。これを除くと、全体としては減少傾向にありますよというお話だったと思っております。

しかしながら、美東地域の場合は、落ち込みはますますかなという感じは、私としては持っております。

また、秋芳地域は、給水人口の減少が顕著であることに加えまして、先ほどの旅館業の廃業ということも重なって、これがまた1万5,000立米ですか、減となったという、これが原因であるということの御説明であったかと思っております。

ここで——それから秋芳地域は、来年度以降、上野・秋吉地区の水道統合整備事業が実施されるということで、硬度低減化装置も、たしか2基備えられるという予定だと聞いておりましたけれども、硬水度も160から80台にはなるんじゃないかなろうかと思っております。そうしたことで、おいしい水も供給できるんじゃないかと思っておりますし、そうしたことで使用量も増えるということをご期待をしたい——しておるところでございます。

ここで——次ですね。

さて、このたびの上下水道事業の一般質問につきましては、議会で勉強会を開催した資料の美祢市水道ビジョン、また、平成26年6月策定をいたしました——策定で、令和元年12月改訂版であります水道ビジョン及び水道料金審議会の答申を基に質問いたしたいと思っております。

まず、大項目1の(1)でございますが、経営戦略的な水道事業ビジョンについてでございます。

美祢市水道ビジョンの1ページに、「中長期的な経営の基本計画たる経営戦略を包括した長期的視点から戦略的な水道事業の計画立案が必要です」と記述があるわけであります。この経営戦略的な水道のビジョンについてお伺いをしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） では、続きまして、経営戦略的な水道ビジョンとは何かについての御質問でございます。

美祢市水道ビジョンに掲げてございます中長期的な経営の基本計画である経営戦略を包括した長期的視点から戦略的な水道事業の計画立案につきましては、まず、現状と課題を抽出し、計画立案として、美祢市水道ビジョンの第4章推進する実現方策において示してございます。これは、平成26年6月の策定時以来、記載をいたしておりますものでございまして、令和元年12月にはその状況に応じて改訂をした

ところでございます。

項目といたしましては、クリプトスポリジウム等の対策、水道未普及地域の解消、水道施設及び管路の更新と耐震化、それから、硬度低減化への取組、簡易水道の統合、適正な水道料金の設定、そして、環境学習・社会学習の場の提供でございます。

具体的な内容につきましては、まず、クリプトスポリジウム等の対策といたしましては、祖父ヶ瀬浄水場を更新する際、クリプト処理施設を設置するとともに、旧於福簡易水道の西寺ポンプ所及び西寺第2ポンプ所にもクリプト処理施設を設置する計画としておるものでございます。

次に、水道未普及地域の解消につきましては、既に給水開始を行っております田代地区、それから於福下地区についての記載をいたしておるところでございます。

次に、硬度低減化への取組についてでございますが、上水道及び旧美東簡易水道につきましては完了済みという状況ですが、旧秋吉簡易水道につきましては、現在、上野・秋吉地区水道統合整備事業の早期完成に向けて事業を進めておりますことから、工事中と記載をしておるところでございます。

次に、簡易水道の統合につきましては、美祢地域におきましては、旧上野簡易水道、旧四郎ヶ原簡易水道、旧川東簡易水道の上水道への統合の実施と、将来の計画でございます旧美東簡易水道と旧赤郷北西簡易水道の統合について、それぞれ記載をいたしておるところでございます。

次に、適正な水道料金の設定につきましては、平成30年度に3地域の料金の統一を行いましたけれども、このことに伴いまして、令和元年度以降の水道事業会計の経営状況の悪化が顕著となり、料金改定の必要性の認識をしておるところでございます。令和元年12月の改定では、今後の事業計画並びに料金改定や水需要の見込み等を踏まえた投資計画・財政計画を追加いたしましたところでございます。

この投資計画及び財政計画を盛り込むことによりまして、総務省自治財政局公営企業課長等が発出をいたしました通知に規定をされております経営戦略として位置づけられるものとなったものでございます。

なお、現在、重要課題でございます上野・秋吉地区水道統合整備事業の内容を反映させ、令和4年度以降の生活基盤施設耐震化等交付金の活用など、新たな取組等を踏まえ、水道ビジョンの改訂作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

美祢市水道ビジョンは、現行の令和元年度12月に改訂されたこの第4章推進する実現方策が示されております。6項目ですかね——あります。将来的な見通し、あるいは課題を含めての答弁であったかと思えます。

この中で、安全・安心な水の提供ということで、特にクリプトスポリジウムですか、これを挙げておられますけれども、特にこれにつきましては、水源の完全——保全対策の意味からも、しっかりと対策を施していただければと思っております。

この6つの項目の中で、2項目につきましては後ほど一般質問させていただきたいと思しますので、この質問はこれで終わりたいと思えます。

しかしながら、ここで再質問を1つしたいと思えます。

美祢市水道ビジョンには記述はないわけですが、1つの提案といたしまして、美祢市においては、企業誘致は喫緊の課題であろうかと思えますし、真名の十文字原をはじめ、豊田前の美祢テクノパーク——社会復帰促進センター辺りになるかと思えますが、有力な誘致候補地を有しているところでございます。これら用地の水源調査につきまして実施しておくことは、今後の企業誘致の一助とならないか、この点について市長にお伺いしたいと思えます。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 高木議員の企業誘致候補地の水源確保についての再質問にお答えいたします。

企業誘致に対する水の供給対策については、まず、具体的な位置・供給量を把握する必要があるため、議員がおっしゃったように調査が必要となります。

そのため、このたびの一般会計補正予算において、企業誘致等対策費の中で、調査委託料として水源調査のための経費907万5,000円を追加しております。これについては、対象地は十文字原事業用地でございます。

今後、当該事業において得られた情報を基に、既存の水道施設の接続も検討した上で、効果的な水の供給体制を構築してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

答弁にもありましたように、びっくりしたんですけど、一般会計の補正予算におきまして、この企業誘致の対策費で水源調査907万5,000円ですか、計上してあるということで、ちょっとびっくりしましたけれども、このように先を見越しながら、こういった予算の実現になるということは、大変喜ばしいことであると思ひますし、美祢地域の活性化につながるものと思ひておりますので、今後も、今おっしゃったように実施する方向性で考えていただければと、このように思ひます。

次に、(2)水道料金の適正化についてお伺いをいたします。

まず、昨今の水道事業量が減少している中におきまして、固定費である人的資源について触れられてはおりませんが、大変気になるところであります。この点につきまして、経営戦略的な説明等がございましたらお願いをしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 高木議員の水道料金の適正化に関する、また、人的資源の部分でございますが、水道料金改定にあたり、市民から納得していただくための具体的な経営努力策として、人的資源に触れた市の見解について御説明をさせていただきますと思ひます。

議員御指摘のとおり、水道料金を改定するにあたっては、経営努力を行うことで市民に対して経営改善のための取組について説明し、理解を得ることが不可欠であると考えております。

まず、具体的な経費削減と――削減対策として、令和2年度から水道施設の運転維持管理について、直接雇用から民間委託に移行しております。その効果といたしましては、令和元年度と比較いたしまして約540万円経費削減ができ、加えて業務の効率化も確認されたところでございます。

今後、経費削減を果たすためには、業務委託の推進も効果的な手法の1つと捉えているところであります。

次に、人員配置について申しますと、水道事業会計の職員につきましては、分室も含めまして、令和2年度から職員数を1名削減するとともに、職員の任用形態の変更による経費削減を行っております。

また、令和3年度から組織体制が班体制になったことにより、効率的に業務が進められていると確信しております。

なお、職員につきましては、高い専門性が求められていますことから、まずは、

これまで同様に専門職の育成に努めるとともに、専門職の外部採用についても検討を行いたいと考えております。

今後の人員配置につきましては、先ほどの業務委託の推進と併せ、人員削減を念頭に入れるなど経費削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

今の答弁によりますと、水道施設の運転維持管理については、民間委託へと移行ということでございましたし、そういうことで540万円の経費削減効果というのが出たということであったかと思えます。

また、人件費につきましても、人員配置等によりまして職員数の1人の削減による経費等の削減にもつながったということで、経営改善もできつつあるんだなという思いはしておるところでございます。

今後も、やっぱり経営の効率化に向けて努力は傾注してほしいとこのように思っております。

次に、水道料金審査会の答申によりますと、資産維持率3%とすること、このことは、厚労省が料金の基本的な考え方に総括原価方式を示されているところであります。

このまま平成28年度末の数値におきまして、有形固定資産の未償却分を計算いたしますと75億5,839万5,000円となりまして、これに3%を乗ざると2億2,675万1,000円となり、現在の水道料金の60%という大幅な値上げをすることになるかと思えます。この資産維持費についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 高木議員の資産維持費の考えについての御質問にお答えいたします。

資産維持費の算定方法は、公益社団法人日本水道協会が定めております水道料金算定要領によりますと、対象資産に資産維持率を乗じたものとされており、対象資産とは、償却資産額の料金算定期間の期首及び期末の平均残高であり、資産維持率については3%を標準とすることが示されています。この方法ですと、議員の御指摘のとおり高額となり、結果的に大幅な値上げ幅となります。

一方で、水道料金審議会において上下水道局が提示したものは、前述の水道料金算定要領ただし書に基づき、自己資本金を対象資産として示したものであります。

この結果、答申において、全体の平均改定率として18.15%の値上げが示されたところでございます。

資産維持費の考え方は、以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

答弁の内容を復唱することになりますけれども、日本水道協会の算定要領では、対象資産に3%を乗ずるものという、この算定根拠は、先ほど私の質問で試算した額をお示ししたとおりで、大変な大幅な値上げ幅になるということで、執行部が提示した水道料金算定要領ただし書と言われておりますけれども、これに基づいて、自己資本金を対象資産として示された。その結果、全体の平均改定率というものが18.15%ということになったものという、この認識でよろしいかと思っておりますけれども。資産維持費につきましては、今後、解釈等によっては、いろいろとまた議論もあろうかと思っております。

どちらにしても、受益者、あるいは有利になるような算定要領を示していただければと、このように思っております。

次の質問に入ります。

審議会の答申におきましては、平均改定率が18.15%程度になるような料金の改定が望ましいとございます。財政計画から見てみますと、今後の平均改定率について、前回の18.15%を基準として、どの程度の引下げ等が可能になるのか。受益者からすれば低いほうがいいわけで。しかしながら、大変成績が悪いということでもございまして、改定時期については、本当に早めに実施されたほうがいいんじゃないかならうかと思っておりますけれども、執行部のどうか、市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 高木議員の料金改定についての考え方について御説明をさせていただきたいと思っております。

各地域における直近の料金改定について、まず説明をさせていただきたいと思っております。

美祢地域では平成15年度、美東地域では昭和61年度、秋芳地域では平成4年度であり、平成30年度に実施した料金改定はそれ以来の改定であり、これは、長年の懸案事項となっておりました美祢・美東・秋芳の3地域の料金統一を実現するとともに、大口径については、答申の水準に料金を改定したところであります。

しかしながら、一般家庭で使用される口径13ミリ及び20ミリ、いわゆる小口径については統一はしたものの、答申で示された料金の水準には至っていないのが現状であります。

そこで現在、小口径について答申の水準となるよう料金改定を検討しているところでありますが、答申の水準にするためには、料金を1立方メートル当たり31円の値上げが必要であり、令和2年度における規模で試算した結果、小口径の料金改定率は22%から24%の見込みとなったところであります。

先ほど申しましたが、水道事業は経営状況が厳しく、水道事業を継続させていくためには、どうしても水道料金の改定が必要となります。

とはいえ、ただいま御説明いたしました高率の料金改定を実施することで、利用者である市民の皆様のご理解を得ることは難しいと考えておりますので、利用される皆様のご負担を少しでも軽減するため、先ほど申しました人件費の削減も含め、経費削減の努力をするとともに、この際、理解が得にくい資産維持費の料金への算入を行わず、また、平均改定率18.15%にとらわれることなく、あくまでも水道事業継続に重点を置いた料金改定をしたいと考えておりますし、近くお示しをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

水道事業の貸借対照表、あるいは損益計算書見ても、大変逼迫しているような状況であろうかと思っております。運転資金がもうなくなるような状況であろうかと思っております。

それで、大変憂慮しているところでございますけれども、受益者の方、あるいは被受益者の御納得いくような、やはり料金改定をされること、それも、数字を見れば早急に考えるべきことではなかろうかと思っておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、（３）未給水地域の支援等についてでございます。

まず、２つ質問いたしますけど、これは１つにまた御回答いただければと思います。

まず初めにお聞きいたしますが、美祢市は未普及地区が存在し、未普及世帯も多いと聞き及んでおりますけれども、現在の未普及地域別世帯数についてお伺いをしたいと思います。

また、次には、未普及地区はどの地域が多いのか、また、その原因等について分かる範囲でお伺いをしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） ただいまの高木議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

質問は２つございまして、まず、最初の未給水地域別世帯数についてでございます。

本年３月31日現在でお答えをさせていただけたらと思います。

まず、美祢地域におきましては、行政区全域が未普及地域である区域が54か所で672世帯、その他行政区の一部が未普及地域である区域が９か所という現状でございます。美祢地域全体の世帯数が6,788世帯でございますので、水道未普及の戸数を占める割合は１割程度という状況でございます。

次に、美東地域では、行政区域が未普及地域である行政区が６か所で102世帯、その他行政区の一部が水道未普及地域である区域が１か所ございまして、美東地域全体の世帯数2,024世帯のうち、およそ５％が水道未普及世帯という状況でございます。

最後に、秋芳地域でございますけれども、秋芳地域につきましては、先ほども申しましたとおり、水道普及率が98.8％と非常に高い地域でございますけれども、その中にありましても、行政区全域が水道未普及地域である行政区は１か所ございます。また、行政区の一部が水道未普及地域である行政区は４か所となっております状況でございます。

続きまして、２つ目の質問でございます。

未普及地域が多い地域とその原因は何かというところでございますけれども、水道未普及地域につきましては、特に美祢市——美祢地域に多いわけですが、美

祢地域におきましては広く分布をいたしてございます。

やはり、既設の配水管から離れた距離に集落が点在しておるとい、そういう地域が該当しておるところでございます。一部の集落では、地域の皆様が共同で飲料水を確保されておるとい、そういう地域もございますけれども、一般的に該当地域への配水管布設等につきましては、中山間地域に位置する本市におきましては、河川の横断、あるいは起伏が激しい地域での加圧ポンプの設置、その他配水池など新たな水道施設の整備と多くの費用を要するということも想定され、収益と経費の均衡を保つことが非常に困難だと考えられますことから、事業化が進んでいないという状況でございます。

また、その他に対象となる世帯が1軒である場合、遠く離れた箇所へ給水管を布設すると個人負担も非常に大きくなりますことから、そういった理由も管の布設が困難となっておる状況であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

説明にもございましたけれども、未給水地域の世帯数——世帯がパーセンテージを申しますと1割程度ということのようでございます。

まだ未普及世帯があるということでございますけれども、今後は、一朝一夕にはなかなか物事は進みませんが、今後、公衆衛生の面からもしっかりと整備を進めていただきたいと、このように思っております。

それでは、最後になりますけれども、自家水道——井戸水ですね、この支援についてお伺いしたいと思います。

自家水道、井戸水の掘削の経費、いわゆるボーリング等の経費につきましては、支援する話はよく聞くわけでございますが、水質検査は市側も1年に1回の検査をすることの指導はされていると思うわけですが、この検査料についての支援についてお伺いをしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 高木議員の未普及——未給水地域の支援策についての御質問にお答えいたします。

現在、本市では、議員御案内のような上水道の未普及地区における飲用井戸等の

水質検査等に関する支援は行っていないというのが現状であります。

検査項目や検査機関によって若干の差があるとは存じますが、検査にかかる費用は数千円であるようにお聞きしております。

飲用井戸等の水質検査は、年1回以上行うこととされておりますが、届出等の手続の必要がないため、どのような頻度や内容の検査を行っておられるのか、実態が把握できていない状況であります。

なお、市では水質検査に関する支援は行っておりませんが、先ほど言われましたように、上水道の未整備地区であって生活飲料水に困っておられる場合は、ボーリング事業の掘削に係る経費の一部について補助を行っておるところでございます。

未普及地域におけるお住まいの——地域にお住まいの皆様、良好な生活環境を維持していただくため、今後、水質検査料の支援、またボーリング経費の助成額増額に向け、現在検討に入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

自前に賄っていらっしゃる井戸水を飲用されている御家庭というものが、果たしてその飲み水が適しているか、あるいは不安に思われている方も多いかと思っております。飲用井戸の衛生確保につきましては、原則設置者の自己責任と言われております。しかしながら、飲料水の安全性を確保し健康を守るのは、これまた行政の責務であろうかと、このように思っております。

せめて、一般家庭における飲料水の水質検査を実施される方には補助金を出すべきではなかろうかと、もう改めて本当に思う次第であります。

検査をすることで何か汚染が発生するとか、その検査の内容でですよ。そしたら、行政もそのことで状況が分かるわけじゃないですか。覚悟ができるわけじゃないですか。それかといって、行政がそのままそこに行って検査することはないはずですから、未給水地域に行くことはないと思うんで、その検査をしてもらうことで、1年に1回、そういった安全性が確保できれば、少しの一部を出すことぐらい大したことじゃないと私は思うんですけど、改めて御答弁をお願いします。

それから、ネットで調べてみますと、お近くの萩市が水質検査については1万円を限度額として、その費用の負担の半分は補助しているということがございます。

だから、当然、いろいろ事情のある方が水道引っ張っておられん方ですから、当然そのぐらいのことはするべきじゃなかろうかと私は思いますけれども。改めて、考えておるじゃなくてするということで、できれば。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁したとおりでございますが、これは、実施に向けて検討に入っているということでございます。

したがいまして、予算化する場合には、当然、新年度予算のときにお示しさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 大変ありがたい御回答いただきました。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、最後の大項目2の質問に移りたいと思います。

秋吉・大田バス停の洋式トイレの設置についてでございます。

この質問につきましては、2年前に行った次第でございます。

大田バス停から美祢駅まで、美祢市内の主要幹線でございます。中間点には秋吉停留所もございます。主要な交通結節点となっておるところでございますが、そうした交通の要所にある停留所ではありますが、公衆トイレ——便所に洋式のトイレがないということで、大変寂しい限りでございます。

前回の質問の答弁といたしましては、施設整備にあたっては、広くまちづくりという観点から、総合的に検討し、計画的に整備を進める必要があると考えるとの回答でございました。

その後の整備等についての進捗について、お伺いをしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 御質問にお答えいたします。

秋吉及び大田中央バス停——バス停留所は、旧秋芳町、美東町の時代から公共交通網の要所として現在の場所に設置され、生活や観光利用を目的とされた皆様が路線バスの待合場所として利用されており、そのような中、バス停留所付近に公衆便所も整備されたものと理解しております。

しかし、いずれの公衆便所も和式トイレであり、現在40年以上が経過し老朽化が進んでいる状況でございます。さらに、入り口には段差があり、そして、洋式トイレでないことから、どなたでも快適に利用することのできるトイレとは言えないところでございます。

この2つの公衆便所が整備されている秋吉及び大田中央バス停留所は、現在も交通の要所として、さらには停留所の待合所も市民の皆様のコミュニケーションの場としての役割を担っているところでございます。

現在、公共交通施策におきましては、平成29年3月に地域公共交通網形成計画を策定し、平成30年10月から段階的に再編構築を進めており、秋吉及び大田中央バス停留所は、市内主要幹線を横断的につなぐ主要な交通結節点として位置づけているところでございます。

また、本市では、まちづくり検討委員会を設置し、本庁舎周辺の都市拠点及び総合支所周辺の地域拠点のそれぞれの特性に合った便利な都市機能が集積する市街地を形成し、市内各地を公共交通等のネットワークで結ぶことで、誰もが住みたくなる、住み続けたいと思う、持続可能なまちの実現を目指すことを目的とした美祢市都市・地域拠点活性化計画を令和2年3月に策定しております。

さらに、同計画に基づきまして、それぞれの地域拠点を中心に人の流れを促し、コミュニティの再生を図ることが重要であると考えております。

今後、同計画を進めていく中で、地域拠点を中心とした人の流れや交流がある場所の環境整備として、どなたも快適に利用することのできる公衆便所が必要であり、両バス停留所の公衆便所の整備も含め、各総合支所周辺のまちづくりの一環として、計画的な整備を検討する必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○12番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

前向きに、きちっと考えてやってもらえるものと信じておりますけれども、このたびのパラリンピックを見て、私自身、今までの状況というか、考え方が一変したような気がいたしております。

スポーツを通しまして、障害者の皆さんの距離や壁、そういったものが本当になくなったんじゃないかというような思いもいたしておりますけれども、いろんな競

技を見ましたが、不自由なハンディもものともせず一生懸命戦う姿とか、競技する姿に圧倒されて、本当に感動を覚えた次第であります。

トイレに戻りますけれども、そういった身障者の方々向けのトイレとか、そういったものも本当——鳥取県倉吉市ですか、トイレのまちづくりをしていらっしゃるけれども、本当にトイレを——今、美祢市はその建物においても旧——古い建物等のものはございません。それかといって、今から観光のために城を建てるわけにはいきませんが、トイレをやっぱり瓦は——それからしっくいとか、それから、しっくいは石灰石を使えばよろしいかと思えますし、美祢の木材を使ったり、そういったことで、倉吉市は二十数個ぐらい建てておられるらしいです。

そのまちづくりをするということで、そこで皆行き来をするというだけでも、何か特化したようなものが、まちづくりができるんじゃないかならうかという思いもございます。

そういったことで、トイレに戻りますけれども、共生社会の実現ということで、今盛んに言われておるところです。

また、学校教育におきましても、学級指導要領にコロナ禍が盛り込まれたという話も聞いておりますけれども、共生社会の実現ということもありまして、こういったことにまた着目して、できるだけ早急に、トイレにつきましては考えていただければ大変幸甚に思います。

市民に優しいまちづくりのために、また市長もお考えになっていただければと、このように思っております。

以上をもちまして、私の全ての一般質問を終わりたいと思います。

要望が成就できますことを願って終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔高木法生君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） お疲れさまでした。この際、13時まで休憩をいたします。

午前11時53分休憩

午後0時58分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。杉山武志議員。

〔杉山武志君 発言席に着く〕

○7番（杉山武志君） 無会派の杉山武志でございます。2日目の昼からということで、皆さんもお疲れだと思います。時々話を振って目を覚ましていただこうかなという思いもしておりますので、よろしく願いいたします。

まず、新型コロナウイルス対策に日夜対応されております医療・介護の関係者の方、対策本部関係者の方々にお礼を申し上げたいと思います。

全国各地で緊急事態宣言やまん延防止対策等発せられる中、ワクチン接種率において山口県が1位となっております、美祢市は山口県内でもトップクラスであります。また、市民の皆様の行動自粛等により、感染率も最小限に抑制されておりますこと、大変感謝申し上げます。

さて、今回私の一般質問ですが、防災管理について、デジタルの推進について、仮称「スマート物流」構想についての3件を通告させていただいております。

一般質問順序表に沿って質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

8月4日の豪雨に際しましては、迅速な対応をされ、大変感謝いたしておるところであります。

私は、豪雨等災害が予測される場合、発生しやすい場所や避難先の公民館などを確認するようにしております。

今回、驚きましたことは、消防団・消防署員の方々が告知活動を熱心にされておりましたことと、避難先である公民館等への職員派遣が迅速であったことであります。

これは、市長をはじめとする関係部署の適切な判断によるものと感謝いたしますし、公民館を所掌される教育委員会におかれましても、教育長や次長により慰労がなされ、教育委員会職員の巡回により、公民館職員及び派遣職員が励まされましたこと、とても対応がよかったと私は思っております。

また、市長は、過去の経緯から県に対し、河川のしゅんせつ工事を依頼されており、数箇所が完了していたことも被害が抑えられたのではと感謝しておる次第であります。

今回、同僚議員からも複数質問が出ましたが、自然災害が大変近年規模が大きくなり、被害が出やすくなっていることによって質問が出ているのではなかろうかと

思っております。

私の場合、今回、その中で見えた問題点、改善すればもっとよくなるうと思いましたが、その内容を質問させていただきます。

本市におきまして、防災計画に本編と震災対策編がありますが、その内容に関する質問であります。

防災計画本編第6章第1節と防災計画震災対策編第8章第1節に、配備体制、いわゆる職員の出勤や所掌事項について整理されております。

この防災計画は、今年4月と7月に二度改正されていると記憶しておりますが、多くの職員はこの改正があったこと自体を知っていません。

総務部におかれましては、このように条例や規則、規程が改正された際、簡記したものを供覧しないと職員は改正に気がつかず、せっかくある計画が絵に描いた餅になってしまいます。ぜひ、供覧をかけるようにしていただきたいものだと思っております。

今回、その改正を知らなかった職員の中にも、出勤すべき、出勤すべき職員が連絡もなく出勤しなかったことを私は確認しております。氏名・人数までとは言いませんが、これはいかなるもののでしょうか。市民を守るべき、市民に寄り添うべき公務員が、確たる理由もなく災害時に出勤の要請に応じない。公僕たる市職員の認識がこの程度で、美祢市が、市民が守れるのでしょうか。

多くの市民は、市職員は市内に在住とすべきとのお考えをお持ちですが、この災害1つを見ましても、私は、市内に在住し市民と共に過ごすべきと考えます。

この配備体制におきまして、本部長たる市長が各部長に指示し、各部長がそれぞれの指示を出す構図となっておりますが、日常の業務と違い非常時を想定するわけですから、命令・指示系統は一本化し、各部長はその進捗状況について報告を受けるとともに現況を把握する。

分かりやすく言うならば、現行では、市長が防災を担当する総務部長に指示を出し、総務部長が各部に打診し、各部長が職員の配置や指示を出しておりますが、防災を担当する総務部が職員の招集に際し、「あなたの自宅は〇〇公民館が近いから〇〇公民館に出勤し、〇〇をしてください」と伝え、各部長はその後の進捗を管理するとすれば、時間のロスもなく、効率よく災害対応ができるのではないかと考えます。

非常時は、やはり縦割りの動きから横の動きも活用すべきと考えますが、いかがお考えか伺います。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 杉山議員の御質問にお答えします。

はじめに、このたび8月12日から14日にかけて降り続きました秋雨前線豪雨の状況について御説明いたします。

8月12日の明け方から本格的に降り始めた雨は、断続的に14日までの3日間降り続き、累加雨量につきましては市内で最も多かった美東町赤郷雨量観測局で381ミリ、また1時間当たり最大雨量につきましては、於福町万光雨量観測局において、12日午前8時に50ミリを記録しております。

このため、下関地方気象台は8月12日の午前8時5分時点で、美祢市に大雨警報及び洪水警報を発表しました。同日午後、洪水警報は一旦解除されておりますが、強弱を繰り返し、なおも雨が降り続いたため大雨警報は解除されず、洪水警報においても14日午前8時32分に再び発表され、市内を流れる2か所の河川において、氾濫危険水位を超過するまでに至っております。

次に、本市の警戒体制及び職員の配備体制を御説明いたしますと、12日午前5時53分の大雨注意報発表に伴い第1警戒体制に移行、同日8時5分、大雨警報発表に伴い、ほぼ2日間にわたり第2警戒体制を継続しております。

これらの状況に関する職員への周知方法としましては、安全・安心メールにより職員へ情報伝達し、さらには緊急連絡網による電話連絡を行い、出勤あるいは出勤に備えた待機をさせたところであります。

その後、14日午前6時点において、土砂災害及び河川氾濫の恐れがあることから、第3警戒体制に移行し、全16か所の避難所準備を確認した後、市内全域に高齢者等避難を発令しております。

しかしながら、雨はますます強さを増し、洪水警報が発令、また、厚狭川及び厚東川の一部の地域において、氾濫危険水位を超過したため災害対策本部を設置し、第4非常体制に移行するとともに、東厚保町川東220世帯461人、西厚保町本郷214世帯455人、及び秋芳町嘉万460世帯959人、3地区合計894世帯1,875人に対し避難指示を発令し、避難所も急遽2か所を追加したところであります。その結果、避難された住民の方々は合計で81名でありました。

なお、18か所の避難所運営にあたった職員数は、開設期間が2日にわたっており、また、避難指示の発令箇所の避難所におきましては職員を増員したこともあり、施設所管課職員のみならず他課応援職員を含め、合計で41名で対応しております。

今回の豪雨における配備体制は、美祢市地域防災計画に基づいて、段階的に体制の移行を実施したものでありますが、第3警戒体制及び災害対策本部体制である第4非常体制は、災害が間近に迫っているため市民の方々の命を守る段階の配備体制であります。

中でも、第3警戒体制の内容につきましては、相当規模の災害が発生し、または発生が予想される場合で、市民への広報活動や河川の水位状況等の監視、土砂災害、浸水被害に対する応急活動を実施する体制であり、また、避難所においては避難者を受け入れるため、広範囲にわたり多数の避難所を開設し運営する体制となっております。

このことから、直ちに各避難所に対して職員の派遣を行い、任務を受けた職員においては、一刻も早く避難所へ到着し、その後避難される住民の方々の受入れ準備を行う必要があります。

また、避難された住民の方々に対しましては、救助班職員が主体となって食料及び物資の運搬等を行い、避難所において少しでも安心して過ごしていただくための避難所運営に努めているところであります。

このたびの豪雨では、幸いにして大災害には至りませんでした。今後も職員のおのが防災に対する認識を深め、実践力を高めていくとともに、また、市民の公僕であるという自覚を持つことによって、全庁横断的な防災体制により、住民の皆様大切な命を守っていかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 御答弁ありがとうございます。

今のお話の中で、開設期間が2日にわたり18か所で41名、施設所管管理職員のみならず他課応援職員も含めてというお話でしたが、2日間にわたり18か所で41名。昼夜の交代がありましたでしょうから、避難所の数を換算しますと、出勤しなかった人数とおおよそ見当ができるんじゃないかと。いわゆる、応援が来たからよかった、応援が来たからこそ運営がされたというところもあったのではなかろうか

と思います。

できること、できないことかもしれませんが、こういう災害時等は、より一段と市民に寄り添っていただきますようお願いいたします。

次に、震災対策編についてお尋ねいたします。

この中には、菊川断層等について記載がされ、市民の皆さんからすると、あんな遠くの断層の影響が美祢市にあるのだろうかと気を緩めてしまいそうですが、美祢市内におきましても、市内もしくは隣接する断層としまして、萩北断層・渋木断層・厚狭東断層・オヶ峠断層の4つが存在していると私は認識しております。

南海トラフや菊川断層に異変があれば、これらが動く可能性もあるわけですから、これらに対応した計画でなければならないと考えますが、いかがお考えか伺います。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 杉山議員の御質問にお答えします。

山口県内における地震につきましては『山口県における過去300年の地震記録』等文献によれば、1700年から1800年代において4回程度の大地震発生の記録が存在し、最近では1997年と2001年の2回、比較的大きな地震が発生している程度であり、九州と比較すると少ない状況にあります。

特に、本市は地震の少ない市として、大きな地震につきましてはこれまであまり経験がないのが実情であります。

しかしながら、地震発生頻度が少ないとはいえ、議員御指摘のとおり、日本全国に活断層がある限り、今後地震は国内のどこで起きてもおかしくないとも思われます。

本市におきましても、市内には市内東部の全長16.8キロのオヶ峠断層が一本存在しており、また、周辺には下関市に位置する全長21キロの長さを持つ菊川断層、長門市内に位置する全長15キロの長さを持つ渋木断層の2本が走っております。

中でも菊川断層は、山口県の主要な断層として位置づけられている活断層であります。

本市内や付近に存在する活断層が、必ずしも大地震に直結するとは言えないところではありますが、地震による被害を最小限にとどめる対策を構築していくことは、市民の安全・安心を守るために重要であり、市の責務であると考えています。

したがって、本市では、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、美祢

市地域防災計画を策定しており、その中で震災対策編として、別途地震による災害対応に関する計画を策定し、県及び防災関係機関をはじめ、地域の防災活動の中核をなす消防団との連携を図っていく体制を構築しております。

また、地震発生時には、消火活動及び救助活動におきまして、これら消防組織と消防、警察及び自衛隊等の救助活動部隊が一体となることで、避難者の誘導、あるいは避難者への救助活動の場面では、非常に大きな成果が得られるものと考えております。

本市にお住まいの皆様が、これまで発生頻度の少ない地震に対して必要以上に警戒されるあまり、不安な生活を過ごされることは本意ではありませんが、決して対岸の火事と考えることなく、市としましては万全の防災体制を確立し有事に備えることによって、市民の皆様の生命を守り、安心して暮らしていただけるよう、これからも一層努力していく所存であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ただいま、断層の説明をされました。3つ言われたのに2つという——2本というふうに言われたと思うけど、3本で間違いありませんよね。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 捉え方によると思いますけども、周辺を含めますと議員の御指摘のとおりであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ただいま、お話の中に、マグニチュード6程度の地震が発生している程度でありというふうな発言があったと思います。すごく軽いなというふうな思いがしたんですけど。

山口県内で、今お話がありましたとおり、1700年から1800年に4回、1997年と2001年でしたか、2回発生しているというお話でした。

マグニチュード、1増えると地震のエネルギーは32倍になりますし、エネルギー量ですから、近くで発生しますと、小さい——例えば、マグニチュード1でも、すぐ近くで発生すると大きな揺れにつながる可能性があります。マグニチュード6というと、もう立っていることが困難な、はいつくばらないと移動できないクラスであ

ろうと思います。

もちろん、美祢市は災害の少ない町ですから、私は市民の皆様にごどうのこうのと言うわけではありません。有事の際に行政が速やかに動けるような体制を整えていただきたいとともにですね、一番言いたいことは、職員が、我々は市民の公僕であるという意識づけ、これをしっかりと学んでいただきたいなという思いで今回質問させていただきました。

次に、デジタルの推進について質問させていただきます。

国におきまして、9月1日にデジタル庁が発足いたしました。これを見据え、本市におきましては4月よりデジタル推進部が設置されております。

このデジタルの関係は、日本人どうしても英語にコンプレックスがあるのかどうか、英語がたくさん用いられているんですけど、できる限り、私は日本語を用いて、引用しながら質問させていただきたいと思います。

まず、この半年間の助走期間を踏まえ、デジタル推進部所掌事項の進捗についてお尋ねいたします。

組織条例によりますと掌理事項が、行政のデジタル化の推進に関すること、広報広聴に関すること、行政改革の推進に関すること、統計調査に関すること、情報施策に関すること、有線放送に関することとなっておりますが、その中の行政のデジタル化の推進に関することと有線放送に関することについてお尋ねしたいのですが。

本市の実情としまして、美祢市民の約43%、およそ半数近くが65歳以上の高齢者であり、パソコンやスマートフォンを所持されていない方が多くいらっしゃいます。この状況を踏まえ、美祢市デジタル推進部は何を課題と考え、現在の進捗状況はどのようなものかをお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（竹岡昌治君） 田辺デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（田辺 剛君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

デジタル推進部所掌事項の進捗についてということではありますが、デジタル推進部の所掌事務は大きく分けて、先ほど議員御指摘のとおり、行政のデジタル化、広報広聴、統計調査、行政改革の推進、有線放送及び情報政策に関することとなります。

本部の役割といたしましては、それぞれの所掌事務を密接に有効に関連させ事業効果の向上を図り、全庁的にデジタル化の推進を行うことであると考えております。

さて、議員御質問のデジタル推進部所掌事項の進捗ですが、先ほど御説明いたしました事務事業について、それぞれ順調に推移しているというふうに考えております。

本部の事務事業のうち、本年度における特に主要な事業として、国を挙げて推進されている進化したデジタル技術の浸透により人々の生活をよりよいものに変革する、これをデジタルトランスフォーメーションと言っております。これを略してDXということになっておりますが、DXの推進と有線告知放送の廃止に関わる事業であると考えています。

DX推進につきましては、5月に美祢市DX推進本部を立ち上げ、本部長を市長とし、DX推進アドバイザーに総務省の地域情報化アドバイザーを迎え——これは北九州市の職員の方ではありますが、この方をお迎えし、万全の推進体制を整えたところであります。

今後、DX推進本部を中心に、本年度中に美祢市DX推進計画を策定することとしております。

現在は、計画推進、計画策定に先立ちまして、各課のヒアリングを実施して、それを終えておりますが、この結果を踏まえ、あるいはほかの自治体の実施の事例等も研究しながら、計画案の作成に着手をしておるところであります。

それから、有線告知放送の廃止に関わる事業につきましては、秋芳町地域では、地元説明会を開催し、廃止に係る経緯と今後の対応について御説明を行い、現在は今年度モデル撤去工事として実施する情報通信施設撤去工事の準備を行っているところであります。

また、美東地域におきましても、ケーブルテレビの光ケーブル化に伴い、来年度には告知放送を廃止する方針を打ち出しているところであります。

今後におきましても、冒頭申しましたとおり、デジタル技術の活用を常に意識し、各種の事務事業を推進してまいりたいと考えております。

それから、議員が御指摘のとおり、本市は高齢化率が高いということで、高齢者の方はなかなかスマートフォンとかパソコンとかを使うのが苦手である、難しいということは現実としてあると思いますが、それらの高齢者の方も、そういうスマートフォン、パソコンに慣れていただくことで、今後のDX推進が飛躍的に進んでいくということもありますので。

いわゆる高齢者とか障害者の方は、デジタル弱者といたしますか、なかなか使い慣れていない、使いづらいという方だと思いますが、それらの方にお使いしていただきやすくするというようなデジタルデバインド対策ということも、国の重要な取組の中の1つとしてうたっておりますので、それについても、本市の特性を踏まえた、本市の計画の中に具体的に盛り込んでいくことを考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 私も、国から発出された資料等を印刷していろいろと読み砕かせていただきました。

国がデジタルの推進を図るとする目的は、各自治体が様々なシステムを用いて各種手続を行っていることを統一したい、申請から承認までの作業を自動で行い効率化を図りたい、全国でまだ36%しか発行されていないマイナンバーカードの推進を図り、あらゆる情報を管理したいとの思いなのではと思いますが、パソコンやスマートフォンを買うにもお金がかかる。4Gから5G、5Gから6Gとシステムが進むにつれ、買い換えが必要となる。必要性があるかないか分からないのに月々の料金——インターネット等の料金が課金されるなどを考えますと、ただいまお話がありました、市民の半数が高齢者で年金等の生活をされておりますので、もっと何か付加価値がないと推進が図れないんじゃないかと私は思っております。

テレビで、このデジタルの推進についてテレビで説明されるときに、よく引っ越しの手続が簡単という放送されるんですね。こちらで手続されたら、向こうで何もかも完結していますよという放送されておりますが、美祢市の方、先祖代々の山を守っている、田畑を守っている、家を守っている、こういった美祢市民にとって、引っ越しというのはほぼ無縁であります。

自治体のシステム統合は必要と考えますが、いろいろと疑問が残るばかりであり、ぜひ、この中に美祢市独自のものも考え含めていただきたいというふうに思います。

また、有線告知放送撤去に関しましては、秋芳町ではシステムの老朽化により10年近く告知放送がされてない地域も存在しております。美東地域や美祢地域におきましても同様と思いますが、告知放送施設の撤去につきましては後に質問させていただく予定にしておりますので、そのときに詳しくお話を伺いたいと思います。

次に、自治体DX推進計画関連について質問させていただきます。

先ほど来、DXというのは大変分かりにくいんですけど、デジタルトランスフォーメーションの略語でありますことは執行部の皆さんはよく御存じでしょうが、直訳しますと、デジタルにより変容させるということのようです。デジタル技術を用いて生活や仕事を変容させていく、また、これにより新たな効果を見出していくことを目的として、昨年、令和2年12月25日付で総務省から文書や概要が発出されております。この中には、自治体におけるDX推進体制の構築や各自治体の重点取組事項等が添付され、予算づけもされております。

自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、自治体のAI・RPA——RPAはロボティック・プロセス・オートメーションというんだそうですが、申請が出たものを即時に決裁できるシステムではなかろうかと思っております。これらの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底が重点取組事項となっておりますが、どのような構想かお尋ねできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 田辺デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（田辺 剛君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

自治体DX推進計画についてであります。

国は、自治体におけるDX推進の方針となる自治体DX推進計画を昨年12月に策定され、今後、自治体が重点的に取り組むべき6つのDX施策として掲げておられます。

1つ目が自治体の情報システムの標準化・共通化、2つ目がマイナンバーカードの普及促進、3つ目が行政手続のオンライン化、4つ目がAIやデジタル技術を活用し業務の自動化を行うRPAの利用促進、5つ目がテレワークの推進、6つ目がセキュリティ対策の徹底であります。

これらの自治体DX推進計画の各種の取組を行うことにより、本市のDX推進本部設置要綱に掲げているように、市民の利便性を向上させ業務効率化を図り、人的資源をさらなる行政サービスにつなげていく。このことこそがDX推進の意義であり、趣旨であると考えております。

今後、DX推進計画の策定の過程で、市議会からも御意見をいただくこととしておりますので、本市のDX推進について御理解、御協力をお願いいたします。

なお、先ほど申しましたこの6つの重点的な取組は、全国共通で取り組むものであり、これに加えて各自治体でそれぞれの実情に応じて、その地域に合った取組を

やっていくということになっておりますので、本市においても、そのようにDX推進計画の中に、この6つの取組と併せて本市独自の取組を盛り込んでいく予定にしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

今からということで、事半ばである関係で、話せること話せないことありましょが、何か具体例を挙げていただけると、私らも分かりやすいかなと思いますんですけど、何か具体例みたいなありますか。先ほど言われただけ。分かりました。

先ほどのお話にありましたセキュリティ対策につきましては、また改めて協議、提起させていただきたいと考えております。

この推進計画の対象期間は、2021年1月から2026年3月までとなっておりますので、ある程度急いでいただく必要もあろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、DX——これもまた面倒くさいんですけど、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることなんですけど、その目的についてお尋ねいたします。

資料にありました写真を例にとりますと、フィルムカメラをデジタルカメラに換えるのをデジタルイゼーションといい、デジタルカメラで撮影したものをパソコンなどで送ることをデジタルイゼーションというようです。そのデータ化された写真を活用して営業に役立てるなどがデジタルトランスフォーメーションになるわけですけど、国が述べていること、目的を見てもみますと、私はデジタルトランスフォーメーションまでいかんのではないかなと。デジタルイゼーションにとどまる構想じゃないかなというふうに思っております。

本市におきまして、何から着手される御予定なんだろうかなと。デジタルトランスフォーメーションまで持って行っていただきたいんですけど、何から着手される御予定か伺えればと思います。よろしく願いします。

○議長（竹岡昌治君） 田辺デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（田辺 剛君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、DXの目的についてであります。DXの目的は、国のビジョンとして掲げら

れておりますとおり、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現であると考えております。

本市の策定する美祢市DX推進計画も、国のビジョンを踏まえたものになると考えており、計画の実現のためには、デジタル技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を意味するデジタルデバイド対策、先ほど高齢者の方のことについて御指摘をされましたけれども、これらのデジタルデバイド対策が、DXを推進する上で大きな課題になるものと認識しております。

本市では、本年度、携帯電話通信事業者と連携し、スマホ教室を実施することとしておりますが、高齢化の進展している本市においては、地域全体で支援する体制を構築し、きめ細かい対応を長期間継続して行うことが重要であると考えております。

県におかれましても、やまぐちデジタル改革基本方針の中で、デジタルデバイド対策の重要性を認識されており、今後は県とも連携して、本市に合った独自のデジタルデバイド対策の構築に努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど具体的な取組についてお尋ねがありましたが、まだちょっと細かいところまでは申し上げることはできませんが、現在のところのこちらの考え——考えぐらいの段階になりますが、そのことについてちょっと申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたDX推進の6つの重点的取組がありますけれども、その中の主なものとしては、情報システム標準化・共通化、それから、行政手続のオンライン化、これは全国どこの自治体も取り組むものですが、これがどうしてもやっぱり基本になるのかなというふうに認識しています。

それで、標準化・共通化につきましては、住民記録・国民健康保険・税・福祉関係の基幹17業務が対象になりますが、これらの業務については、現在、県内の6つの自治体と自治体クラウドによって共同運用をしておりますので、その構成自治体と調整をして、今後進めていくこととしております。

それから、行政手続のオンライン化につきましては、マイナンバーカードのマイナポータルを使って、児童手当などの子育て関係、介護関係、罹災証明などを先行して実施することにしており——なっております。

情報システムの標準化・共通化、それから、行政手続のオンライン化及びその他の——その他にも重点的取組がありますけれども、いずれにいたしましても、国が示された手順書に沿って令和7年度までに達成できるように、今年度中に策定いたします市のDX推進計画に具体的に取組を記載することとしております。

その他、先ほど申しましたが、計画策定に先立ちまして各課ヒアリングを実施しておりますが、これらの結果、それから、ほかの自治体の取組事例等参考にいたしまして、それから庁舎の——新庁舎の整備も控えておりますので——控えておりますといたしますか、進行しておりますので、それらを踏まえて、現在のところ、市独自の取組としては、情報連携をスムーズに行うことによる窓口のワンストップ化——いろんな窓口それぞれ手続に行かなくても1か所で済ませるということと、あとは電子決済、電子決済の導入。それから、オンラインによる市の各施設の予約ができるようにする。それと、使用料の決済もできるようにする。それから、窓口支払いのキャッシュレス化等について、現時点で盛り込むべきことではないかなというふうに考えております。

なお、窓口支払いのキャッシュレス化については、現在、既に取り組んでおりまして、段階的に全庁的に取り組んでおりまして、段階的に使えるように進めておるところであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） いわゆる通信弱者の対策を中心として、ほかにも様々と構想を練っておられると。早く見てみたいもんだなという気持ちもしておりますが。

今、先ほど言われたように、まず弱者——できる人とできない人、恩恵が受けることができる人とできない人の格差をなくすということと、誰一人取り残さないようにということを中心をお願いしたいと思います。

私も今はスマホを使いますが、もう数年すると使えなくなると思いますので、その際、お世話になると思いますから、よろしく願いいたします。

次に、先ほどお話が出ておりました告知放送施設の撤去についてお伺いいたします。

秋芳町内には、約4,000本の有線の告知放送用の有線の放送電柱が設置されており、これも老朽化により腐食、非常に危険な状態であります。今は、電線が引っ張

り合っていることによって辛うじて立っているものもありませんが、根本が腐り保守業者が上れない状態のものなどなど、早くしないと電柱が撤去できないどころか、上って電線を外すこともできない、電柱に上れなくなってしまうますが、この処分等いかがお考えか伺います。

○議長（竹岡昌治君） 田辺デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（田辺 剛君） 告知放送施設の撤去についての御質問にお答えをいたします。

本市では、それぞれの地域において整備方法の異なる有線告知放送を運用しているところではありますが、いずれの機器も老朽化に伴い維持管理が困難な状況になっております。

有線告知放送は、日々の行政情報の提供のみならず、災害時の情報を伝達する大変重要な施設であると認識しており、今後の市全域における新たな情報伝達手段の構築は本市の最重要課題と位置づけ、これまで議論を重ねてまいりました。

こうした中、ケーブルテレビ等、既存の伝達手段を活用しつつ、新たな手段として、今後の社会環境の展望を踏まえ、インターネットを活用した手段が最も有効であるとの結論に至り、有線告知放送は順次廃止する方針となったところです。

今年度は、秋芳地域での運用を終了し、今後、電柱等の撤去を行うこととしておりますが、撤去にあたっては、秋芳町全域に約3,800本の電柱があることなどから、その撤去には多額の経費と長期の期間を要すると見込んでおります。

こうしたことから、電柱等の撤去にあたっては、複数年に分け事業量を平準化し行うことが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、電柱等の撤去は安全に行うことが最も重要なこととなります。市民の皆様のご生活に配慮しながら、御理解をいただいた上で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

危険な状態であることは先ほどお伝えしましたが、市民の安全を考えるなら、急を要するような問題ではなかろうかと思っておりますので、速やかにお願いたします。

また、告知放送の撤去に関しましては、代替手段として、総務部が防災アプリー

スマートフォン防災アプリですね、これの運用開始や戸別受信機の配付を予定されており、そのタイミングで秋芳町における有線放送施設ですね、告知放送の施設は完全に廃止されるんだろうなと思っております。

この戸別受信機ですが、先般も増設は可能かとかいう、ちょっとお話をさせていただいたんですが、美祢市内全域をと考えておられるのに4,000台ということで、できれば全世帯に配付できないものかなと。

今は健常でもいずれ高齢化してきますし、誰しも年を取るんですから、そのときに申し込んでも品物がもらえないということであれば、あのとき申し込んでおけばよかったなという悔いも残りまじょうから、全世帯——4,000台が、今、全世帯でいきますと1万ちょっと世帯があろうかと思うんですけど、1つの建物の中に2世帯おられるところもありまじょうから、その辺をちょっと精査していただいて、全世帯、配付できるようにお願いできないかなと。

先ほども少し言いましたけど、美東地域や美祢地域の告知放送施設も部品の調達ができなくなっております。全域を考え、全世帯に配付できるくらいのお考えを持っていただきますようお願いいたします。

次に、市内一律な行政サービスの提供についてお伺いいたします。

美祢市は10年が経過し、徐々に市内行政サービスが統一化されようとしております。今からはデジタルを駆使した市内一律な行政サービスをというふうに考えるとすれば、デジタル推進部はどのような思いで進められるのか伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 田辺デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（田辺 剛君） 杉山議員の市内一律な行政サービスの提供についての御質問にお答えをいたします。

現状、地域により異なっている情報提供の在り方を見直し、市内一律な情報の提供の実現のため、既存の伝達手段を活用しつつ、新たな手段として、今後の社会環境を見据えインターネットの活用を軸とした整備方針としたことは、先ほど御説明をしたとおりであります。

今後の市民への情報提供について、様々な手段で情報を発信し、若者からお年寄りまで、届けたい情報が確実に届けられる仕組みを整備するとともに、提供する情報を統一し、真の公平な情報提供の実現に努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど戸別受信機のことについて、できるだけ配付できるようにということのお考えを述べられたと思いますが、市としての考えとしては、あくまでも中心になるのは防災アプリが中心であって、戸別受信機あるいは屋外拡声機は補完的な手段というふうに整理をしております。ただし、やはり高齢者の方等で、防災アプリがなかなか使いづらいというような方が現にいらっしゃると思いますので、そういう方のために戸別受信機を整備するという考えでっております。

ですから、今、スマートフォンを使っている方も、いずれ高齢者になられますけれども、現在の高齢者と、スマートフォンを使い慣れた方が高齢者になられたときは、また状況が変わってくると思いますので。そうは申しましても、やはり戸別受信機がゼロというわけにはいかないと思いますが、あくまでも防災アプリを中心に据えておるということで整理をしておりますので、一応念のために申し上げておきます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

私は欲しいですね。やはり4,000台じゃなくて。私もいつまで携帯が、スマートフォンが使えるか分からんという不安を持っていますんで、そのとき後悔しないためにも戸別受信機、こういったものは手元に置いておきたいなと。いずれ10年もすれば、部品の供給等が厳しくなってくるでしょうから、その頃まで頑張っておまほが使えるようになっておればいいわけですけど。

今のお話、もうちょっと具体例がなかったのがちょっと残念。先ほど、たくさん具体例を言われましたんで、思いは酌み取らせていただきました。

デジタル庁も発足したばかりで、国からの指示や情報量が少ないのも分かっております。何度も言うようですが、情報弱者、美祢市独自の施策、これをもって、いろいろと運営していただきますようお願いしまして、最後の仮称「スマート物流」構想についてお尋ねいたします。

仮称「スマート物流」というのは言いにくいので、今回、スマート物流と言わせていただけたらと思います。

まず、この構想と目的について、市民生活における利便性について御説明いただきたいんですが、先般も、昨日ですか、一般質問の中で出ておりました、原木シイ

タケの協定の締結ですとか、いろいろ取り組んでおられます。このスマート物流がどのようなものなのか、どういった市民の生活に反映してくるものなのか、ちょっと簡単に御説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

スマート物流の構想の概要——概略と、そして目的でございます。

本市は、デジタルトランスフォーメーションを活用した地域課題の解決を図る取組の一環として、民間企業と事業連携し、市内の山間部において、新たなドローン物流と既存物流の見直しによるスマート物流サービスの実証実験を行うことといたしました。

本市は、広い市の面積に小規模な集落が点在する典型的な中山間地域であるため、山間部においては買物等に不便さを感じる住民の方の増加が懸念されているところでございます。

このような中、このたび、物流企業やドローンの研究開発を行う企業から、地域課題の解決に向けた取組を行政機関——美祢市とともに実施したいというお話をいただきました。

物流業界におかれましては、配送需要の増加による運転手不足や採算性等が深刻な問題となっていることもあり、民間企業と美祢市双方の課題解決のきっかけになればとの思いから、協働して取り組むこととしたものであります。

具体的には、ドローンの研究開発を行う企業を代表として、物流企業と美祢市を合わせた3社が連携して取り組んでまいります。

今年度は、デジタルトランスフォーメーションに対する市民の理解度の向上と、そして、ドローン物流の認知度の向上、さらには、地域における市民生活の利便性を高めるため、新たなスマート物流の可能性を見いだすことを目的として、取組に参加・協力いただける地区を選定し、ドローン配送の実証実験等を行う予定であります。

概要については以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 私、アマゾンがですね——通販でアマゾンというのがあるんですけど、アマゾンが市街地でドローンを使って配達をする実験をしているという

ふうなものをテレビで拝見したことがあります。これと同じような感じかなという、今意識を持ちましたけど。

市民生活の向上に対する思いというものは分かりましたけど、経費等が計上されていないと思うんですね。これを実施するにあたっての経費、こういったものはどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 杉山議員の再質問にお答えをいたします。

このたびの実証実験にあたっては、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団が募集するデジテック・オープンイノベーション業務を活用することで準備を進め、申請をしましたところ、このたび採択を受けることができたものでございます。

デジテック・オープンイノベーション業務とは、山口県内において人口減少をテーマとした社会実装につながる実証実験等を行うことで、地域の課題解決につながる先導的な事例を創出しようという取組であり、今年度から募集が始まり、採択者と当該財団が委託契約を締結して実施するものでございます。

このたびの実証実験事業の採択者は、ドローンの研究開発を行う民間企業が代表実施者であり、本市と物流会社は共同実施者となっているところでございます。

したがって、今年度、この事業につきましても、本市の収入や財政負担は生じないものであります。

なお、ドローン物流等の実証実験実施期間は、今年度1年間でございますが、採択を受けたばかりでありますので、今後、民間企業側と調整を図りながら実施箇所を決定し、対象地域の方々に十分な説明を行った上で実施をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

一般質問もあと数分になりましたので急ぎたいと思うんですが、今、お話の中で今年度1年間というお話がありました。これは、単年度施策なのでしょうか、それとも、何段階かステップを踏んで新たなサービスを展開しようと思っておられるのか。実施計画の年数等お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 杉山議員の再質問にお答えをいたします。

今後の実施構想と実施計画年数についてでございます。

このたびの実証実験の検証をもって、取組をステップアップさせていきたいという考えでございます。

現時点では、今年度を第1ステップとし、ドローン配送に関する市民の理解の醸成を図り、第2ステップ以降を次年度以降とし、活用できる国等の補助事業の歳入の検討を行いながら、今後の買物代行の実証実験や注文方法の確立、共同配送に向けた物流会社との調整など、引き続き、民間との連携3者で、準備が整い次第、展開を図ってまいりたいと考えております。

また、ドローン活用等の横展開といたしまして、鳥獣被害対策など有効な多用途展開も同時に検討を進めてまいる所存でございます。

以上でございます

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 時間になりましたので、申し訳ありません。

ドローンによる物品の搬送飛行距離は5キロ程度じゃなかろうかと伺っております。重量にも制限がありますし、どこをモデル地区にして、センターをどこに配置するものなのか、また、買物にどれぐらい便利が見られるのかとても楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

最近、コロナウイルスに関して、デルタ株からミュー株への懸念が報じられております。

収穫の秋を迎え、にぎわいたいところではありますけど、執行部の皆様におかれましては、日常の業務に加え、新たなこういったサービスの展開、そして、コロナ対策と気を緩める間がないのではないかと思います。

今、日本国内、コロナの影響で経済が低迷し廃業に追い込まれる方、例年どおりの活動ができず衰退する地域行事や文化と様々ですが、行政におかれましては、商工会やJAとともにコロナ対策を講じながら、まず、経済の立て直しと市民生活の向上に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

御答弁、誠にありがとうございました。

〔杉山武志君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、14時15分まで休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時14分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○8番（坪井康男君） 純政会所属の坪井康男です。一般質問通告書に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問のテーマは、以下の4点でございます。

1点目、農地の維持管理対策の現状と今後の対応についてであります。2点目は、美祢観光開発株式会社の決算書に関わる問題です。3点目は、木質バイオマスエネルギーの地産地消事業の進捗状況についてでございます。4点目は、美祢農林開発株式会社の経営統合問題の進捗状況。以上の4つの問題について質問をいたします。

それでは、まず、農地の維持管理対策の現状と今後の対応について、お伺いをいたします。

農林水産省は、去る8月25日に、2020年度のカロリーベースの食料自給率が前年度から1ポイント低下して、過去最低の37%であったと発表しております。このような食料自給率の減少は、農業政策における食料の安全保障上の観点から大きな問題であると考えます。

申し上げるまでもなく、農業を支える基盤は土地と水であり、良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するための農業生産基盤の保全管理整備は、我が国の農業生産力を支える上で重要な役割を担っていると考えます。

これまで、国の補助金で農地の基盤整備が推進され、効率的な営農条件が——非効率的な営農条件が解消され、大型機械の導入などで生産コストが大幅に削減されていると、このように言われております。

そこで、最初の質問ですが、美祢市における農地の基盤整備事業の実施状況について、美東地域・秋芳地域・美祢地域に分けて、その実態を御説明願います。

その前に、私、言葉の問題ちょっと正確に知りませんので、この農業基盤整備とか圃場整備とか、いろいろ呼び方があるようですが、法的には何というのが一番適

切か、最初にそれをお答えください。お願いします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

その前に、基盤整備という言葉でございますが、農業生産の推進の基礎となる土地であったり、水利の条件、こういったようなものを整備したり、開発をしたりすることを全般に基盤整備というと思われれます。その中に、圃場整備という農地そのものの整備があったり、あるいはかんがい排水であったりとか、そういうふうな各事業項目がその中にあるというふうに解釈で——私はおります。すみません。

それでは、基盤整備事業の実施の現状についてでございます。

基盤整備は、農業振興を図る上で必要不可欠であり、大変効果的な事業であります。

本市の基盤整備事業のまず着工時期でございますが、団体営事業として昭和52年から、そして、県営事業は昭和58年から事業を開始しております。

完了地区につきましては、美祢地域で55地区、美東地域で38地区、秋芳地域で22地区の合計115地区がございます。

そして、面積ですけれども、3地区がそれぞれ、おおむね800ヘクタール弱程度整備をしておりますので、全部合計しますと、水田の整備面積は約2,350ヘクタールということになります。

市内における基盤整備率でございますが83.7%となっておりますので、県内でも上位の水準にあるというふうに承知をしております。

また、現在、実施中の地区は4地区ほどございます。そして、今後実施予定の地区が1地区ございますので、それらの整備後ということではいいまして、水田の整備率は全体で87%になる見込みでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） どうもありがとうございました。

次の質問は、農業生産基盤の保全管理整備に関連する問題として、農道及び農業用水路、いわゆる赤線、青線の管理状況と今後の対応についてであります。

御案内のように、赤線、青線は、道路法、河川法が適用されていない公共物であって、公図上、地番がない法定外公共物、このように言われております。

御案内のように、この法定外公共物は、平成12年4月1日に、いわゆる地方分権一括法が施行されるまでの間は国有財産でしたが、法律施行後は、国から譲与を受け、市町村が法定外公共物の所有者となり、財産管理、機能管理ともに市町村が行っている、このように認識しています。

そこで質問ですが、1点目が、美祢市においては、法定外公共物、すなわち赤線、青線についての取扱いはどのようになっていますか。国から譲与を受け、財産管理、機能管理とも全て美祢市で行っていますか、お尋ねをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 法定外公共物の取扱いについてでございます。

里道——さとみち、里の道ですが、里道や水路など、道路法や河川法が適用されない公共物を法定外公共物というふうに呼んでおり、御質問いただきました赤線については道路、青線については水路の意味であると解釈をしております。

法定外公共物におきましては、地区住民の日常生活に密着した道路、水路として利用されており、その敷地については国有財産で、財産管理については県、機能管理については市がそれぞれ事務を任されておりましたが、平成12年に施行されました地方分権一括法に伴う権限移譲によりまして、平成17年までに法定外公共物は市に譲与され、現在は市が法定外公共物の所有者というふうになっております。

財産管理として、用途廃止、境界確認、譲渡などを行い、そして、機能管理としては、占用許可や工事・加工の承認等を市が行っております。

なお、日常の維持管理につきましては、地区、あるいはその地域で組織される保全会などをお願いをしているという状況でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 関連して、次の質問です。

国の補助金で整備された農地に関わる農道や水路の管理団体または組織は、どのようになっていますか、その現状について伺います。ちょっとお話があったようですけども、さらに詳しく説明してください。

具体的にはですね、今から5項目言います。それについて、個別でも結構ですし、一括して御答弁をいただいても結構です。

1点目、土地改良団体との関わりはどのようになっていますか。土地改良団体、

つまり今、赤線、青線の管理の問題を言ってるんですよ。2点目、維持管理に関わる経費の負担状況はどのようになっていますか。3点目、農地所有者は負担金を出していますか。4点目、旧美祢市や美東町、秋芳町での負担金の状況はどのようになっていますか。5点目、基盤未整備地区の農道や水路の現状はどのようになっていますか。農地の荒廃が進んでいくことが懸念されますが、市はどのように対策をお考えでしょうかという5つの点について、一括で結構ですから、御答弁をお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） それでは、5つ御質問をいただきましたので、それぞれにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、第1点目ですが、土地改良団体との関わりはどのようになっているかということでございます。

議員御指摘の土地改良団体というのは、土地改良区の意味であるというふうに解釈をしております。

議員御承知のとおり、土地改良区は、土地改良法に基づく土地改良事業を施行することを目的に設立された法人でございます。

土地改良区の業務は、土地改良事業による地元分担金や運営に係る経常賦課金の賦課徴収業務のほか、土地改良事業により造成された施設の維持管理、そして、換地事務の受託を行うことが主な業務というふうになっております。

その業務のうち、主に基盤整備事業や暗渠排水事業などにより設置された施設、いわゆる農業用水路等様々な施設の維持管理を行っている団体ということになりますので、土地改良区は、こういう農道・水路については関わりを持たれているということになります。

そして、2点目ですが、その維持管理に係る経費負担ということですが、この具体的な経費の負担につきましては、各土地改良区におきまして、維持管理の考え方、または、それに対する経費の配分には差異がございます、市として御回答するのは難しいところですが、土地改良施設の維持管理につきましては、これは、全ての土地改良区ではございませんが、市の対象とならない簡易的な維持工事や補修というところについては、補助制度を設けられておりまして、その中で経費を負担をされているということでもあります。

続きまして、3点目ですけれども、農地の所有者の方の負担がどうかという御質問でございます。

農業者の方が自ら農道・水路を維持される際に、よくある部分としては、市の単独事業である2つの事業を活用されるケースがございます。

1つ目には、原材料支給事業ということがありまして、農業者が実施する補修や維持工事に対して、材料ですね、それに係る材料を上限4万円まで支給する事業が1つあります。2つ目に、単独土地改良事業というものを市がやっております、これは、事業費が10万円以上で、農業者に100分の50以内で補助金を交付するという事業でございます。

したがいまして、原材料支給事業におきましては4万円を超えた金額、そして、単独土地改良事業では補助金以外の残りの金額、これを申請された農業者の方が負担をされているということでございます。それから、先ほど申し上げました、土地改良区の10万円未満の補助制度、これを活用された場合でも、その一部を農業者が負担をされております。

それから、4番目の旧美祢市や美東町の——美東・秋芳での負担金の状況ということの御質問です。

これにつきましては、美東・秋芳地域における維持管理事業につきましては、まず農業者の方は、土地改良区のほうに、まず相談をされるケースがあります。そして、先ほど申し上げました事業によって、非常に10万円未満の小規模な工事とか補修については、土地改良区が補助金を交付されます。そして、それ以上の部分ですね、この以上の部分につきましては、市のほうの原材料支給か単独事業を活用されるケースが多いかというふうに思われます。

一方ですね、美祢地域におけるの——につきましては、市の単独事業のみを活用されているケースというふうになります。

このような形で、美祢地域とそれから美東・秋芳地域では、小規模な維持工事については、多少のばらつきがあるという状況でございます。

最後に、未整備田ですね、未整備田に対する市の考え方ということでございます。

未整備田につきましては、機械の効率的な利用や用水の確保が非常に困難でございまして、移動時間等にも時間がかかるということから、農耕地の荒廃化が進んでいる傾向にあることは、我々としても重々認識しているところであります。

農道や水路など農業用施設の維持管理の取組が可能なものとしたしまして、国の補助制度として、多面的機能支払交付金というものがございまして、そちらのほうを地域としては活用されることが多くございます。

この事業は、簡単に申しますと、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域での協同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するとともに、担い手への農地集積を後押しをするという事業でございます。

こういったような事業、もしくは、先ほどから申し上げているようないろんな事業、こういったようなものを活用され、農地を維持・保全されるということでございます。

この事業につきましては、整備田であっても未整備田であっても、どちらであっても、それにかかわらず、農地を保全するために農業用施設の維持管理というところで、農業者あるいは地域住民の方が団体を組織されて連携をされ、地域で取り組んでいらっしゃるということであり、我々としても、市としても、そちらのほうを全面的に推進をしているということでございます。

以上5点、以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） どうもありがとうございました。

私、居住区の周辺を見渡しましても、農地、随分荒廃しています。ほとんどが太陽光パネルが農地にベタッと設置されておりまして、将来、もうどんどん農地が減って太陽光発電になるのかなと、こんな感じも持っておるわけですが、これはもう致し方ないと思います。やっぱり、ある程度の規模でないと基盤整備のやりようもないでしょうし、また効果もなかりょうと、このように思います。

しかし、どんどん農地が荒廃していったいいいというもんでもないと思います。だから、何とかね、その有効利用とかいう方策はないものかなと、このように思う次第です。未整備地域についても、しっかり目を向けていただきたいなど、このように思います。

次の質問に移ります。

農道の管理についての住民からの要望がございまして、市のお考えをお伺いしたいと思います。

具体的には、1点目です。

農道とは言いながら、現状は市道と全く変わらない活用、すなわち重要な道路として整備活用されている実態もごございます。つまり、生活道路として、また地元の産業振興の重要な路線として活用されています。こういうものもありますが、この辺の実態を把握されておりましたでしょうか。

なかなかこれ、農道と市道と、そうじゃないもう純粋な赤線道っていうんですかね、いろいろあると思います。私も細かく調べたわけじゃないんですけども、自分の周辺近くで調べてみましたが、もう実際は、もう赤線もどこいったやら訳分からん、埋立てられて分からない、あるいは青線も埋め立てられて、もう全然分からん。そういう部分も含めて、いろんな形のものがあるかと思いますが、この辺の実態をどのように把握しておられますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 農道等の実態の把握についてでございます。

土地改良法に基づきます、土地改良事業により造成されました幅員が1.8メートル以上の農道につきましては、延長や幅員など、農道台帳により把握をしておるところでございます。

議員御指摘の生活道路として、または地元の産業振興の重要な道路——重要な路線の把握ということですが、利用状況など地域の声をお聞きをしておりますし、または市全域でいいますと、農道、水路、あるいは市道や側溝、こういったようなことについては、建設課あるいは農林課のほうに様々な御相談、あるいは御意見をいただいているところでございます。

あとは、法定外公共物ですね。こちらのほうにおきましても、私、建設課に日頃はおるわけですが、本当に2日に1回、3日に1回ぐらいは、この辺の赤線、青線についての御相談等も多くございます。

それは、先ほど申しましたように、境界確認をしてくれとか、譲渡するにはどうしたらいいのかとか、加工したいんだがとか、そういったようなものも多うございます。そういったようなところでは、いろいろな御相談等も日常的に受けているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） ついでに、もう1つ質問いたします。

赤線が、農道以外に地域の重要道路としての機能を果たしているのがあります。

例えば、これ具体的には、住友セメントに行く道です。鉾山関係者や、もう1つ、梨生産者の重要な路線として活用されていますが、これを赤線問題として対応できるとはちょっと考えられないんです。

特に、部長、梨農園の周辺道路、行かれたことありましようかね。私ちょっと少し前の話ですが、もう凸凹道でね、水がいっぱいたまるとるんですわ。それで、ようこんなあれで、美祢名産の秋芳梨の産地として頑張っておられるなど思ったことがあります。このような——今は改善されたかもしれませんが、行かれたら、かつては本当凸凹道です。水たまり道路です。ようこんなあれでね、貴重な二十世紀梨を生産しておられるなど、こう思った経緯があります。今は改善されているかもしれませんが。そういうことについて、きちんとできないものかなと。

要するに、ちゃんとした生活道路等で機能を果たしている道路について、現状をしっかりと把握した上で、場合によっては、これは考えられないかと思うんですが、市道への編入というようなことが考えられないんでしょうかと。

つまり、きちんとした農道の管理をしないと、農地がますます廃れる、そういう観点からの質問でございます。

つまり、公共性の高い農道については、市道として維持管理できないものか、お伺いをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 御質問にお答えをいたします。

市道認定ということでございますが、市道認定につきましては、美祢市道路認定基準がございまして、それに基づきまして、基準や要件を定めております。

まず、基準といたしましては、道路の起点・終点が国道・県道・市道に接道しているか、そして、重要な公共施設、または集落相互間を接道する道路であるのか否か、そして、公共的または公益的見地から市長が特に認める道路など6項目ございます。

また、要件といたしましては、交通上支障のないものであって、原則2メートル以上であり、道路構造令に適合していることが挙げられております。

これらの基準に適合していることはもとよりなんですけども、様々な面を考慮して認定を行うこととなりますが、特に、公共的または公益的な観点が大変重要なも

のというふうになります。

これら公共的または公益的な観点についてでございますが、これは、特定の個人や企業等のみの利用だけではなく幅広い市民の方の利用があるか、あるいは、それが見込まれるかということが重要となります。このような観点から、市道認定の必要性の度合いを調査し、市道認定をすることになります。

議員御指摘の農道につきましても、これらの要件に合致をする場合には、市議会の議決を経て、御議決をいただいた上で市道として認定することも可能でございますが、今御指摘のあった部分というのは、土地改良事業あるいは圃場整備事業、これを行われ、それで設置された農道ということでございますので、農道としての機能の必要性があるがゆえの農道ということで設置されたものと認識しております。

今後、地域が様々な状況下の下で長い年月を経て、例えばなんですけども、周囲に徐々に宅地化が増えてくるとか、あるいは公共施設が設置されるとか、新たな道路がそこにできるとか、こういったようなことなどによって、農道以外の用途が増えてくれば、公共性・公益性というところがかなり大きなウエイトを占めるということにもなるかと思いますので、その時点で市道認定は検討することになるかというふうに思います。

今現在の農道部分につきましては、先ほど申し上げました他の地区におきましては、農道の舗装まではいかないにしても、ちょっと凸凹するとか、そういったようなことにつきましては、国の多面的機能支払交付金、こちらのほうを利用されながら、これはある程度、お金も限りがございますので、地域の保全会等でしっかり協議をされた中で、計画的にそういう補修をやるとか、そういうことを実際に他の地区では行われているのが現状でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） どうもありがとうございました。

私、今回初めてこういう問題について問題意識を持ちまして、一般質問を申し上げました。本日の御答弁を基に、さらにまた検討いたしまして、疑問が湧いてきたら、また12月、あるいは来年3月議会で一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。御答弁どうもありがとうございました。

それでは、2点目の美祢観光開発株式会社の決算書に関わる問題に移ります。

この点は、もう過去に何回となく御質問申し上げましたんで、うんざりしておられるかと思いますが、今回きちんと整理した上で、この問題についての質問は最終回、こういうつもりで質問を申し上げます。

美祢観光開発株式会社、以後、道の駅おふくと読み替えて表現します。

本件は、表面的には、道の駅おふくに対し、市から支払われる指定管理料を売上高に計上するか、それとも営業外収益として雑収入に計上するかの問題です、表面的には。

しかし、これは、単に指定管理料の会計処理の処理上の問題ではなく、道の駅おふくの経営の根幹に関わる重要な問題であると私は認識しております。よって、しつこく何度でもお伺いしています。

指定管理料を売上高に計上することの問題点について、歴史的に遡って確認をいたしました。

1 番目です。元来、道の駅おふくは、平成10年に事業開始以来、これ多分、業務委託方式で事業を行っていただいていると思います。そして、平成十五、六年までは、経営は大変黒字で豊かな会社でございました、事業でございました。場合によっては、一部、かなりの多額の金額を市に還元してという事実もあるやに記憶しております。

で、平成15年度の地方自治法の改正により、いわゆる指定管理制度が創設されたことに伴い、道の駅おふくについては、平成18年4月1日付で、美祢市と指定管理に伴う施設管理運営に関する協定が締結されました。しかし、この協定書には、どういうわけか委託料の支払いに関する条項は定めがございませんでした。

つまり、この意味は、別に道の駅おふくに対しては指定管理料は払わないよと、あそこは自前でちゃんと事業をする、できる、そういう法人だと、こういう認識であったろうと私は認識しております。異論があったら後ほど御答弁ください。

それから、その次に、その後、平成21年1月8日に、道の駅おふくの施設管理運営に関する基本協定書が改定されてます。改定されてます。

つまり、平成18年4月1日付の指定管理料払わんでいいよと、払わないよと、そういう協定書が改定されました。それが、21年1月18日でございます。協定書上では、指定管理業務実施の対価として指定管理料を支払うことができると、この改定でなりました。しかし、毎年必ず払うと、こういう規定はありません。

つまり、道の駅おふくの収支が赤字のときは指定管理料を払うことができ、収支が黒字のときは支払わないと、このように解釈できるような協定であると思います。反論があったら、後ほど言ってください。毎年、必ず一定の指定管理料を支払うと、こういうことになってないんです。

したがって、道の駅おふくに対する指定管理料は、過去の灯油代値上げ分補填のときと同様に、補助金に近い、こういうものと評価することが私はできると思います。この点は、平成26年3月19日付で税理士が提出された意見書に見られるとおり、灯油代差額分としての指定管理料は、会社の主たる営業活動によって得られる収益とは異なり、雑収入で計上することが妥当であると、このような見解に符合するものでございます。

また、もし仮に、この指定管理料を売上高に計上すれば——これも税理士の見解です。売上総利益率及び営業利益率が雑収入として計上する場合よりも増加する結果となり、その企業の収益力を実際より過大に表示することになり、これにより、利害関係者に対する経営判断を著しく誤らせるおそれがある、このように税理士の見解書が出ております。

この当時は、まだ灯油の補助金、灯油の値段分だけの補助金として払っている時代です。26年ですから、篠田市長が当時副市長として就任されるのがその翌年です、平成27年です。その前の年に、このような税理士の見解が出されています。これは、商工労働課より問い合わせされた結果、出てきた文書です。

これは、過去でかつて私が質問したときに、それじゃあ税理士の見解を取ろうということで、税理士と中小企業診断士2人から出てます。似たようなもんです。

次にいきます。

6月の一般質問の際に、繁田部長は、令和元年度の決算書が作成され、指定管理料1,606万6,000円を営業外収益に計上することを税理士が認めたが、これは特異なものであったと答弁されました。

つまり、執行部としては、令和元年度が、つまり山田社長が社長として活動された令和元年度が異質な継続性に反する取扱いをしたとの御判断でございます。

この点に関し、篠田市長は、令和2年5月開催の株主総会に当時の山田社長は欠席され、決算書の変更を申し上げても変更等はできない状況にありました。市、何よりも税理士の判断でそうされたので、そこまで強い変更をこちらが要請する案件

ではないと判断したと、このように答弁されております。

そこで、もう一遍確認ですが、令和元年度の決算書において、当時の山田社長が市からの指定管理委託料に頼らない健全な経営を目指すということで、指定管理料を営業外収益のほうに持っていきたい、このような意向で、令和元年度の決算書が作成されて、営業外収益に計上することを税理士も認められたと認識しています。

私は、山田前社長の、市からの指定管理委託料に頼らない健全な経営を目指す、この経営姿勢、方針こそ、三セクの経営にとって、最も要請される基本理念だと考えます。ともすれば、脇の甘い、さらに言えば、放漫経営に陥りがちな三セクの経営に対して、やっぱり山田前社長が1回活を入れられたと、このように私は思っています。

副市長が社長として片手間でやるような仕事じゃないんです。それを初めて、山田社長が——後で言いますけれども、たった1年の間に物すごい改革をされました。これが何よりも証拠です。

当時の山田社長は、僅か1年間の経営活動で、レストラン部門と温泉部門の2つの部門のみで720万円の営業利益の改善を実現されました。これは、副市長が片手間で社長してできることじゃありません。

篠田市長が道の駅おふくの社長を務められた平成27年から平成30年度の4年間に、合計で6,814万7,000円の指定管理料を受け取っておられますが、言い過ぎかもしれませんが、何の経営合理化の成果も見られないまま退任された。このことと極めて対照的です。言い過ぎかもしれませんが、あえて言います。

さらに、現中嶋社長が就任後の令和2年度決算書を見て、実は驚くことが1点あります。

それは、レストランの原価率が、篠田社長在任の平成30年度が何と52.4%だったんです。それが令和2年度には、何と20%近く減って32.6%まで低下した。極めて象徴的です。中嶋社長も民間出身の方です。片手間ではありません。専任です。こんなに違うんですよ。

前置きが長くなりましたが、6月の一般質問の際にお願いしておりました、令和2年度の決算書において再び指定管理料を売上高に戻した、その理由についての税理士の見解の提出をお願いして、それが提出されていると思いますので、繁田部長よりお示しを願いたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

美祢観光開発株式会社の令和2年度決算書における指定管理料の売上高計上についての税理士の見解についてでございます。

美祢観光開発株式会社の決算における指定管理料の会計における計上は、既に令和3年6月9日開催の市議会第2回定例会初日におきまして、報告第6号令和2年度美祢観光開発株式会社事業報告で御報告いたしましたとおり、市の指定管理料は、業務の委託料として売上高のほうに計上されておるところでございます。

この件につきまして、改めて、指定管理料について、令和元年度は営業外収益、令和2年度は売上高に計上となる異なる会計処理が行われていることについて、及び企業経営者の経営責任に対する自覚と自立的経営を促すという点と利害関係者の当該企業に対する評価という観点から、売上高に計上するのか、営業外収益に計上するのかについて税理士に依頼をし見解を求め、御回答をいただいておりますので御紹介をさせていただきます。

1点目に、指定管理料の会計処理の経緯について回答をいただいております。

内容は、指定管理料については、平成26年度までは雑収入に、平成27年度からは営業収入に計上してあります。令和元年度では営業外収益となりましたが、翌令和2年度は営業収益に戻してある――戻してありますとの説明でありました。

2点目に、平成27年度より指定管理料を営業収入としてある件について回答をされています。

回答内容は、平成26年度までは、灯油代の高騰などの予想外の出費を補填するためのものであり、偶発的な側面を持つ比較的少額なものでありました。平成27年度からは、営業施設における経営管理の委託を受けるその対価と認識をしております。金額的にもそれまでよりも多くなっており、営業収入としての処理が妥当と考えますと見解を述べられております。

3点目に、令和元年度の指定管理料が営業外収入に計上された件について回答をされています。

内容は、令和元年度の決算においては、指定管理料について、委託管理料に依存しない経営体質を目指す上にも、通常の営業収入とは区別して収益状況を把握したいし、そのような決算書にしたいとの強い要望が当時の社長よりあり、その意を酌

んで、営業収入ではなく営業外収益となったものと説明をされております。

4点目に、令和2年度の指定管理料の表示について回答されています。

内容は、委託を受けた経営管理の対価としての性格を持つのであれば、営業収入が妥当と思われます。令和2年度の会計処理については、現在の社長の御検討をいただき、前期の処理を従前の形に戻すこととなったものでございます。

なお、継続性の原則の観点を鑑み、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の表示方法の変更の取扱いに従い、令和元年度及び令和2年度の個別注記表には、表示方法の変更の旨を表記しておりますとの説明でございます。

以上が税理士の見解であり、指定管理料は管理運営業務の委託という請負業務の対価として現在は支払われ、一般的な会計解釈のもとで、1企業である会社として売上高に計上されたものであるということを改めて確認をさせていただいたところでございます。

以上となります。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 税理士の見解としては、全く私は認められません。しかし、資格を持っておられる税理士の見解書ですから、これ、私がどうのこうの言っても、どうにもなるわけではございません。

要するに、簡単に言えば、道の駅おふくは、経営がどんどんどんどん駄目になってるんですよ。競争力がなくなってるんですよ。赤字なんです。だから、毎年コンスタントに千何百万円出さないともう追いつかないと、こんな話です。だけど、山田社長は、それでも何とか自力でやりたいと、この精神というのは極めて大事です。

大変御無礼な言い方しますが、副市長があそこに社長でおられたって何の意味もありません。結局、駅長以下に丸投げですよ。それだけ申し上げて、この問題はもう私は言いません。

次の問題に移ります。

それでは、3点目です。これは、この令和3年の3月に一般質問で御答弁いただいておりますトロン温泉での使用を前提に、木質バイオマスエネルギーの地産地消事業の進捗状況について、御説明をお願いいたします。

これは既に、藤井議員の昨日のお話の中に答弁ありましたけど、改めてもう一遍答弁をお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えをいたします。

これまで坪井議員からは、昨年9月議会、今年の3月議会と継続して、この事業の進捗状況について質問されておられますが、昨年度、事業の成果報告書において、事業の導入コンセプトをまとめておりますので、改めて御説明をさせていただきます。

まず、第1点目といたしまして、秋吉台をはじめ地域の森林・自然環境・景観の保全に資する木質バイオマスの活用を推進していく。次に、持続可能な資源管理及び地域での供給能力の範囲で、身の丈に合った取組を進めていく。3点目といたしまして、市民や地域の多様な主体との連携も交え、地域主導の仕組みを構築していく。さらには、官民が連携しつつ、経済的に自立する木質バイオマス熱利用の面的普及を進め、なおかつ、国の2050年カーボンニュートラルとも協調し、地域資源による地域の脱炭素化を進めていく。そして、最後——そして、最終的には、地域循環型の木質バイオマスエネルギーの利用を通じて、多様な地域課題の解決を図っていくこととしております。

この導入のコンセプトを踏まえまして、カルスト森林組合、山口県美祢農林水産事務所、庁内の関係課で組織する美祢市木質バイオマス利用推進協議会において、審議を継続して行うことにより、関係者間の連携を図りながら、事業の実現に向けて——向けた取組を現在も行っているところであります。

進捗状況につきましては、昨日の藤井議員の一般質問でもお答えしておりますが、もう一度御説明をさせていただきます。

チップの生産体制につきましては、カルスト森林組合が中心となって行うこととし、関係者間での協議を行い、準備を進めているところであります。

チップの生産拠点整備につきましては、当初、予定をしておりましたカルストクリーンセンターの隣接地では、法令で定められた基準をクリアするための経費が多少——多くかかることが判明しましたので、事業費の大幅な増加が見込まれることから、内容の見直しを現在行っているところです。

また、先行的に行うパイロット事業としての景清洞トロン温泉へのチップボイラー導入につきましては、既存配管等の設備の老朽化から工事内容の精査が必要であるため、スケジュールの見直しを現在行っている状況であります。

いずれにしても、初めに申し上げた導入コンセプトに基づき、令和5年中のパイロット事業の運用開始を目指しておりますので、引き続き市民の皆様、関係事業者の皆様の御理解をいただきながら、事業実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 中山間地の美祢市が、再生可能エネルギーの活用を自力で推進できる典型的な事業だと私は認識しています。

ぜひ、いろんな問題、難関あるかと思いますが、ぜひ、スケジュールどおりに進めていっていただきたいと、このように思います。

あと、利用サイドのほうは温水プールもあります。それから、さっき申し上げた道の駅おふくがあります。あそこで、もしバイオマスチップでいけば、今の燃料代半分になりますよ。だから、そういうことも含めて、大いに期待しておりますので、ぜひ計画どおり進めていただきたい。

美祢市が自力でできるプロジェクトです。ほかにそんなのありません。ぜひ、お願いいたします。

じゃあ次に、最後の質問です。

これも何遍も申し上げてる問題ですが、美祢農林開発の経営統合、この問題の進捗状況について、御説明をお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

美祢農林開発株式会社の経営統合問題についてでございます。

令和2年6月定例市議会一般質問において、美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社の社長に対しましては、経営の健全化及び地域への貢献、併せて経営統合について検討を行っていただくことを依頼してお答えしております。

その後の状況でございます。会社とも協議を行う中で、会社として、何よりも経営の健全化と従業員の雇用を考える中で経営統合を考えていきたいとの申出であることから、健全化に向けた道筋の方策について、市も協力を行うことで一致しております。

具体的には、美祢農林開発株式会社が管理運営する美祢市農林資源活用施設の今

後の在り方の見直し、管理運営事業や補助事業の今後の在り方を含めて、第三セクター改革推進委員会の意見を踏まえながら再検証を行い、今後の施設の活用方を決定してまいります。

そのためには、並行して、金融機関や民間経営コンサルタントのノウハウを活用し、道の駅おふく側の美祢観光開発株式会社との統合を見据えた財政基盤の安定化とそのため経営戦略を確立し、最善の施設活用案を踏まえた結論に向け、今後の作業を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私、びっくりしました。まだそんな程度ですか。あなた、真面目にやっておられる？冗談じゃないですよ。何もしてないじゃないですか。本当に真面目に取り組んでいただいておりますか。終わります。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。発言を許可します。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御指摘にお答えいたします。

これにつきましては、経営統合に向けて進めると、私以前も答弁させていただいております。これに向けて、順次進めてまいります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） ならばね、もっと具体的にここまでやっていますよと。一番の問題は刑務作業ですよ。そういうことを、あなたはなぜ表明されないんですか。抽象的な答弁はもう納得できません。議長、終わります。

〔坪井康男君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） お疲れさまでした。これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時12分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月16日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃